

令和7年第3回(9月)川南町議会定例会会議録

令和7年9月9日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

令和7年9月9日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- | | | | |
|---|--------|----|---|
| 1 | 中瀬 修 | 議員 | (1) 「統括主監」とは |
| | | | (2) トロントロン商店街の街路灯更改及び防犯灯設置、防犯カメラの増設について |
| | | | (3) 公表義務のある情報について |
| 2 | 徳弘 美津子 | 議員 | (1) 中学校統合基本方針説明会と今後の対応について |
| | | | (2) 子どもの貧困対策現状の把握と支援策について |
| | | | (3) 認知症・MCI(軽度認知障害)の早期発見と対応について |
| 3 | 今井 孝一 | 議員 | (1) 産業の育成・活性化に向けた取組について |
| | | | (2) 農業の振興について |
| | | | (3) 経営資源の(第三者)承認支援について |
| 4 | 金丸 和史 | 議員 | (1) 町内の福祉関係職員の人材不足解消に向けた取組について |
| 5 | 小嶋 貴子 | 議員 | (1) 町内史蹟について |
| | | | (2) 防災担当職員、災害時避難所運営における女性の登用について |
| 6 | 北原 輝隆 | 議員 | (1) 学校の電気使用料金削減について |
| | | | (2) 特定外来種等への対応について |

出席議員(13名)

1番 小 嶋 貴 子 議員	2番 今 井 孝 一 議員
3番 中 瀬 修 議員	4番 金 丸 和 史 議員
5番 河 野 浩 一 議員	6番 北 原 輝 隆 議員
7番 江 藤 宗 武 議員	8番 岸 本 茂 樹 議員
9番 永 友 美 智 子 議員	10番 河 野 禎 明 議員
11番 蓑 原 敏 朗 議員	12番 徳 弘 美 津 子 議員
13番 中 村 昭 人 議員	

事務局出席職員職氏名

事務局長 山本 博 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	宮 崎 吉 敏 君	副町長	小牟禮 洋秋 君
教育長	平 野 博 康 君	会計管理者・ 会計課長	石 井 美 貴 君
総務課長	米 田 政 彦 君	まちづくり課長	稲 田 隆 志 君
財政課長	川 崎 紀 朗 君	税務課長	小 嶋 哲 也 君
町民健康課長	押 川 明 雄 君	福祉課長	河 野 賢 二 君
統括主監 兼環境課長	甲 斐 玲 君	産業推進課長	河 野 英 樹 君
農地課長	今 井 孝 洋 君	建設課長	黒 木 誠 一 君
上下水道課長	大 塚 祥 一 君	教育課長	三 好 益 夫 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

傍聴人の皆さまに申し上げます。議場内では、議会傍聴規則第8条及び第9条の規定により、議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明することはできません。また、写真・動画撮影、録音はできませんので、よろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、お配りしてあるとおりであります。

日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順とします。

まず、中瀬修議員に発言を許します。

○議員（中瀬 修議員） 皆さま、おはようございます。本日より一般質問が行われます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、先週、発生した台風15号は、私たち人間の想像をはるかに超える自然の脅威を改めて突きつけました。各地で甚大な被害が発生し、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

幸いに、川南町では人的な被害は見られなかったようですが、県道302号をはじめとする町内各地で斜面の崩落が起き、生活に影響を及ぼしている方もいらっしゃいます。

今回の台風は、熱帯低気圧から台風に変わるまでが非常に早く、これまでの認識とは全く異なる形で襲来しました。特に、その圧倒的な雨量には恐怖を覚えるほどでした。もはや、今回の事案を前提とした防災対策を考えていかなければなりません。

今後、町民の命と財産をいかに守っていくべきか。そして災害対策をさらに強化していくべきかを考え、今後の質問に取り入れていきたいと思います。

それでは、さきに通告しましたとおり一般質問を始めさせていただきます。

今回は、「統括主監について」、「トロントロン商店街の防犯灯更改及び防犯カメラの増備について」、「公表義務のある情報について」を質問させていただきます。

まず、統括主監とはどのような役職であり、どのような職務や責任を担っているのかを伺います。

あとの質問は、質問席から行わせていただきます。

○副町長（小牟禮 洋秋君） お答えします。

町政運営方針の実現や町が有する様々な課題を解決していくためには、セクショナルに取り組むだけでなく、各課の事業を有機的に結びつけて、一つのまとまった、より大きな目標に向かう分野横断的な施策として再構築し、より効果的に実施していく必要があります。

このため、町としましては、前段階としまして、分野横断的施策の構築体制を整える準備業務を統括主監に担当させることとしたところであります。

○議員（中瀬 修議員） それでは、設置の法的・制度的位置づけは、どのように整理されているのかを伺います。

○副町長（小牟禮 洋秋君） 統括主監は、川南町職員の職の設置に関する規則第2条に基づき設置し、二役の直下の役職として位置づけております。

○議員（中瀬 修議員） 設置後、組織運営上において効果がどのようにあるとお考えか伺います。

○副町長（小牟禮 洋秋君） 組織運営上の効果としましては、まずは分野横断的施策の構築体制の基盤が整うものと考えております。

○議員（中瀬 修議員） これまでの答弁の中で組織的な運営を効果的にする、そして分野的横断的施策の構築を体制したいという、その基盤を整えるという答弁を伺いました。具体的に説明をいただけますか。

○副町長（小牟禮 洋秋君） お答えします。

基盤のほうですけれども、町政運営方針等を実現するための機能を強化する必要があると考えておりまして、主に3点ございます。

まずは、課題に対する全庁的な意識の共有の強化。次に、課題解決へのアプローチの多様性の強化。最後に、各課の事業を有機的に結びつけて一つのまとまった、より大きな目標に向かう分野横断的施策として再構築し、効果的に実施していく機能の強化。この3つを強化すべき点と捉えまして統括主監を設置したところであります。

○議員（中瀬 修議員） 副町長や課長間、今の分野的横断というのは、各課の横のつながりというところで考えて、こういう統括主監というのを置かれたという説明でよろしかったでしょうか。

○副町長（小牟禮 洋秋君） 分野横断的施策の構築という機能は、これまでの縦の施策の体系だけではなくて横の施策の体系、この横の連携を意識した、そういうものを機能させていくというところに考えを重点的に置いております。

○議員（中瀬 修議員） 俗に言う縦割り行政というところが解消されていって、もっともって町民にいい方向に進めていくシステムができるのかなと期待しております。

副町長や課長等での間で、それぞれどのように役割、権限がこの、いわゆる統括主監ができることによって分担されていくのかを伺いたいと思います。

○副町長（小牟禮 洋秋君） 先ほど答弁しました分野横断的施策の構築体制の基盤を整えるためには、統括主監にはセクションとセクションをつなぐ横の調整機能を発揮してもらう必要があります。三役と各課長以下の現場をつなぐような存在と考えております。

また、制度的にしっかりと位置づけることによりまして、その職務機能の実効性を担保したところであります。

○議員（中瀬 修議員） それでは、この統括主監がほかの管理職との違いというものがあれば、説明をお願いいたしたいと思います。

○副町長（小牟禮 洋秋君） 先ほどの答弁のとおり、ほかの管理職との大きな違いは、セクションとセクションをつなぐ横の調整機能の強化を担う点にあります。

○議員（中瀬 修議員） 職が1つできることによって、給与や職務内容、それから等級設定等がいろいろ整理されていくかと思いますが、その辺りの説明をお願いしたいと思います。

○副町長（小牟禮 洋秋君） 川南町一般職の職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する別表第2、等級別基準職務表の6級相当として整理しております。

○議員（中瀬 修議員） この統括主監に関しては、今回の定例会の中でも条例改正というところでも出てきておりますので、また質疑等を含めて後のほうで後日質問、質疑をしていきたい部分でもあります。庁内の組織的な合意形成という形で、今回の統括主監が設定される中で、職員への説明とか情報の共有というのは不足していなかったでしょうか。

私がなぜそう思ったかという、職員に統括主監の存在というところを何かできるらしいねという話を聞いたところ、回答として、ちょっとずつ出てくるような状況ではなかった、よく分からないような感じ、内示のときに初めて知ったなどですね。

もう一つは副町長の発案もあるのかなというところも、中には言葉としてあったので、その辺りが、うん、何かそれってというところも、ちょっと私自身に疑問を感じた部分があったので、この質問をさせていただいております。

最初の質問等で丁寧に答弁していただいております内容を、しっかり私は理解はしていきたいと思っておりますが、私どものこの今の答弁の前に、事前に庁議で、いわゆる課長クラス、課長等に説明とか、あと職員との意見一致、そういうものを行われたということは、そういうことが必要ではなかったのかというところ、それから条例改正とか補正予算措置が必要というところの指摘はなかったのか、この2点をお尋ねします。

○町長（宮崎 吉敏君） 様々な施策を効果的、効率的、そして迅速に推進するためには、組織として一番重要な基盤である職員との合理的な合意形成が必要であると考えています。

このため、組織の上部から職員への説明や情報共有といったトップダウン型の意味形成のみならず、職員からの報告、協議、企画立案といった下部から上部への流れ、いわゆるボトムアップ型の意味形成も重要と考えています。

このため、案件の内容に応じて、これら両方の意思形成方法を適宜使い分け、時には組み合わせたり組織的な合意形成を図り、組織としての一体感を形成しているところです。

一つ付け加えますが、やはり各課にいろんな町民からの提案というものがしっかりと上に上がってくる。これが一番大事だと思っていますので、そのように考えています。

以上です。

○副町長（小牟禮 洋秋君） 2点目の御質問についてお答えします。

条例等の検討についてでありますけれども、大事な御指摘だと考えております。町政運営方針の早期実現や、町長が就任された1周年に込める思い等を踏まえたときに、まずは統括主監を設置し、動き始めることが重要だと判断したところでございます。

その際、給与条例や規則での統括主監の位置づけ、業務の複雑、困難、責任の度合い等を現在の給与条例で定めております、困難な業務を行う課長と想定しまして、川南町職員の職の設置に関する規則で位置づける暫定的な運用で開始することが適当と判断したところでございます。

○議員（中瀬 修議員） 町長の思い、副町長の今の答弁というところで、まずは町長が昨年8月に就任されて以来1年ということで、この統括主監というところにとっても力を入れているんだなという思いも今しっかりと理解したところであります。

また、副町長におかれましては、川南町が混乱の中、県から出向という形で副町長に就任していただきました。我々としては感謝と尊敬の念を持っております。決して今回の質問は副町長を攻撃しようという考えは全くないと、御理解いただきたいと思います。副町長の行政スキル、英知を集結して、思う存分活躍していただけたらと思っております。

今回のように、課長等に諮らず独断で事をなそうとすると、前の体制と同じやり方じゃないかという危惧を持ってしまう。現在、第三者委員会で、図書館の指定管理者選定問題について調査していただいているんですが、私は前町長と前副町長のトップダウンで強引なやり方が根本的な原因だと考えております。

委員会からの答申の再発防止策でトップダウンについて提案があるかもしれませんが、町長、副町長、教育長におかれましては、どうか独断・独裁的な考えを持たず、職員の意見を聞きながら行政運営を行っていただきたいと思います。この件に関して、町長、いかがでしょうか。

○町長（宮崎 吉敏君） 中瀬議員の質問にお答えします。

あらゆる場面で考えるということは、あるときはトップダウンということも必要だと思っております。それから、しっかりと職員みんなが問題、課題を共有して、下からのボトムアップでこのバランスをしっかりと取っていきたいと思っております。

以上です。

○議員（中瀬 修議員） 今の町長のおっしゃるとおり、私も思っております。状況に応じてそれなりの判断というところは、しっかりと今後お願いしたいと思っております。

様々な施策を効果的、効率的、そして迅速に推進するためには、組織としてとても大事なことで、それを今後も継続してもらいたいと私も思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、この統括主監が新設に至った背景と目的について、再度、どのような課題認識の下で設置を行ったのか、そういうふうに関決定をしていったのか、伺います。

○町長（宮崎 吉敏君） 今回、統括主監という人事を配置したということについては、私が町長に就任してちょうど1年、8月11日に選挙で町長になりました。それから1年たった時点で、1年間はしっかりと今の行政の役場の業務の進め方、それから人材の配置、幹部職員の特質等等、様々な視点で組織を俯瞰して眺めると決めておりました。

1年がたったときに、私が掲げた町政運営方針を早期に実現していくためには、縦の施策体系だけではなく、各セクションごとの事業を横串する分野横断的施策の企画立案が、特に必要と感じたところであります。

そのための最初の一步ということで、町長就任1年目というタイミングで、組織の機動性をさらに高めていくという意味も込めて、年度途中ではありますが、今の時期に至ったところです。

以上です。

○議員（中瀬 修議員） これまでに、この体制では対応し切れなかった、いわゆる統括主監を置かないといけないというような状況になったということの、過去の事例とか問題点等があれば、具体的に説明をいただきたいと思いますが。

○副町長（小牟禮 洋秋君） 過去の事例を分析して統括主監を設置したわけではございませんけども、第6次川南町長期総合計画を見るなど、全体的に俯瞰してみますと、先ほどの答弁のとおり、町政運営方針等を実現するための機能を強化する必要があると判断したところでございます。

○議員（中瀬 修議員） 今の過去の分析は行っていない、これからの前進させるためのこの統括主監の設置だということで理解をしてよろしいでしょうか。

また、特にどのような政策分野とか重点課題、そういうものがこういうふうに対応できますよということが想定できるものがあれば、お示しいただきたいと思います。

○副町長（小牟禮 洋秋君） 町政運営方針である人口減少・少子高齢化対策、町内産業の育成・活性化、防災・減災対策並びに教育の充実、人材育成の実現を想定しておりますけども、今の時代状況に合わせまして、町政運営方針に加え、様々な課題に対して柔軟に対応していく考えであります。

○議員（中瀬 修議員） 本当に今の社会現象、社会の問題ということを中心に、今後、人口減少・少子高齢化対策、最もは町内の産業の活性化というところにもなっていく、そこに登用されるということで理解をしていきたいと思っておりますが、この統括主監が新設されることで改善が期待される点、幾つかあるかと、考察できるかと思いますが、その辺りが何か御説明できるものがあればお願いします。

○副町長（小牟禮 洋秋君） 統括主監の設置背景に係る質問の答弁と同様の趣旨になりますが、町政運営方針等を実現するための機能強化、先ほど申し上げました3つの機能の強化が図られると考えております。

○議員（中瀬 修議員） 失礼しました。では次、組織運営への影響といいますか、いわゆる庁内の組織運営への影響と効果、それについて、組織内の意思決定スピードとか政策の推進力の強化というところにつながる考えはございますか。

○副町長（小牟禮 洋秋君） 統括主監の職務は先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、分野横断的施策の構築体制を整える準備業務のため、組織内の意思決定スピードや政策の推

進力の強化が第一義的な効果ではありませんけれども、最終的にはそのような効果を目指す考えであります。

○議員（中瀬 修議員） 今の答弁でいきますと、まずは準備をしたい。しっかりとその統括主監を中心とした各課、課長の横の連携というところを整えていきたい。それをまずは構築するのが優先だという解釈でよろしかったでしょうか。

○副町長（小牟禮 洋秋君） そのとおりでございます。

○議員（中瀬 修議員） 町民に提供する行政サービス、この質、そして対応、このようなところに利点を求めなくてはいけないと思います。この辺りの考えがあればお願いしたいと思います。

○副町長（小牟禮 洋秋君） さきの答弁趣旨と同様になりますけれども、統括主監の設置により直接的に町民に提供する行政サービスの質や対応の向上につながるものではありませんけれども、最終的にはそのような利点につながるものと考えております。

○議員（中瀬 修議員） これまで質問したこと、答弁していただいたこと、質問の中での答弁していただいたこと、それなりに私も理解をしてきておりますが、今後、議案として上がってきているものですから、そちらのほうの条例等、そこでの質疑というところにもまたいろいろと今日の答弁を聞きながら準備をさせていただきたいなと思っております。

最初の統括主監についての説明は、以上で終わりたいと思います。

続きまして、トロントロン商店街の防犯灯更改及び防犯カメラの増設についての質問をしていきます。

これまでに町商工会や商店会から街路灯に代わる新たな街路灯の設置を要望として上がってきております。令和3年11月から今年の令和7年まで、その要望書、それを見ていくと、やはりこの町内の中心部であるトロントロン商店街の明るさといいますか、あと防犯力の強化というところには、本当に切なる願いが込められていると思います。

そういった要望として上がってきていることを、その後どのような動きがこれまでの中であったのかを御質問させていただきます。

○総務課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

要望につきましては、直近でありますと7月29日付で商工会に回答しておりますが、引き続き検討を重ねているところでございます。

以上です。

○議員（中瀬 修議員） 商店街及びその周辺に設置されている街路灯を防犯灯へ更改に係る早急な対応すべきと考えます。この件に関して町長の御意見を伺います。

○町長（宮崎 吉敏君） 中瀬議員の質問にお答えします。

トロントロン商店街は町の中心地であり、町の顔とも言える場所であるため、御要望にお応えできるよう景観や照度、それらによるにぎわいなど、引き続き多方面からの検討をしているところです。

以上です。

○議員（中瀬 修議員） 私も商工会会員として、また、トロントロン商店街で店舗を置かせていただいている身として、夜になると本当にその暗さ、場所によってなんですけど、街路灯の電球が切れている場所、それから、特に言いますと10号線郵便局入り口のところ、それから本筋っていいですか、その一本東側の裏通りっていいですか、そういうところの暗さ、そういうところはやはりちょっと怖さを感じる部分があります。

昨今で言うと、いろんなニュースで事件がテレビの中に放映されていますが、たまたま川南町ではそういうことが起きていない、犯罪のない町ではあるかと思います。

ただ、いろいろ犯罪だけではなくて交通事故だったり、いろんなことを考えていくと、街路灯だけでなく防犯カメラ、そういうところにも増設をしていかなくはないか、そういうふうに考えることがよくあります。

まずはその夜の防犯灯への切替え、いわゆる街路灯から防犯灯への切替え、そういうところを迅速に進めていく考えがあるかないか。

あと、この防犯カメラについてどのように今後お考えなのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○町長（宮崎 吉敏君） 中瀬議員の質問にお答えします。

防犯灯、街灯、それから防犯カメラ、このことについては、町民の安心・安全、犯罪を防ぐという意味でも必要なものと考えています。それから、様々な事件が各地で発生していますが、その解決等については防犯カメラの存在というのが大きいと考えています。

まず、犯罪の抑止力ということでは、行政がしっかりと取り組んでいかなくちゃいけないと、そのように思っています。

以上です。

○議員（中瀬 修議員） 今町長が答弁されたこと、もともと町長も商工会会長としていろいろ防犯、街路灯に関するいろんなお考えをお持ちだったと思います。

トロントロン商店街は2番街、3番街という区別を今年度から一つのトロントロン商店会という形に一本化されました。

その中で各理事会等が開かれる中で、やはり街路灯に関する費用、いわゆるそういう部分の大きな負担というところも上がってきております。そういうところで、少なくなっている商店会会員が持つ負担というところも、かなり大きなものにウエイトが占めてきております。

できれば様々な補助活用をしていただきながら、まずは街灯から防犯灯への切替え、この辺りを前向きにスピードを上げた取り組みをしていただきたいと思います。そのあたりを、町長、いかがでしょうか。

○町長（宮崎 吉敏君） 中瀬議員の質問にお答えいたします。

2番街、3番街が4月をもって統合、一つの商店会ということになりました。過去それぞ

れが2番街、3番街で街灯の電気、費用を折半していた。収入のない商店会については、会員から頂いた金が全て電気代で消えていくと。新しい事業を起こそうにももう予算がないということも聞き及んでいます。

ぜひそういった形は、今度1つになりましたので、ただ年間42万ほどの電気代というのが発生しておりますので、それについては担当課としっかりと協議しながら進めていきたいと思っています。

以上です。

○議員（中瀬 修議員） 商店会、もう本当に一生懸命会員の皆さんが頑張っていて、この町を盛り上げる一つの経済的な部分で一生懸命頑張っている団体でございますので、ぜひその辺りは町の協力も本当にお願ひしたいと思っています。

実際に今の街路灯が65灯あるわけで、それを全て切り替えていくとなると、相当な予算というものの計上していかなくちゃいけないんじゃないかと思っています。

ただ、先ほど町長がおっしゃったように、答弁で申されたように防犯灯に切り替えるだけが問題じゃなくて、やはり安全性を担保するということ、明るさをつくっていくということ、それからポイントポイントに設置していただいて、さらには防犯カメラをつける、それが犯罪への抑止力、効果になる、もしくは何か有事が起きたときに、それが一つのデータとして、証拠として解決の糸口が早まるということにつながっていくかと思います。

その辺りも本当に何度も繰り返すようですが、ぜひ前向きな、スピードを上げた取り組みをお願いしたいと思っています。もう本当に商工会、それから商店会、本当に過去に遡って長い間要望してきている中で、それをできるだけ早めに考えていただけるとありがたいなと思っています。

もちろん商店会のこのトロントロン商店街だけではなくて、町内にはいろんなそういう場所というところはあるかと思っています。

ただ、今回はその質問としては、ほかの部分というところは上げておりませんが、まずはそういうところを早めに、この町の中心部というところからスタートしていくというのも一つの方法ではないかと思っています。

あわせて、老朽化してきている、いわゆる鉄柱等も本当にある中で、上のほうの看板といいますか、トロントロン商店街って書かれているものがあるかと思う。それも劣化してきて落ちるという事案も起きているという報告を受けております。

それがこの間のような台風、急に発達して台風になって対応しようもなくそのまま落下して、場合によっては通学路にもなっておりますので、そこが子供たちへの被害に、いわゆるけがとかですね、そういうところにならないような状況を早くつくっていただきたいと思っています。そのためにも再度、この要望というところに対して町長のお考えをお願いしたいと思います。

○町長（宮崎 吉敏君） 中瀬議員の質問にお答えします。

先ほどの答えと重複するところがありますが、町民の安心・安全というところには、行政が一番重きを置かなくちゃいけないところだと思っています。

今現在、担当課と話の上、早期に実現できるように進めておりますので、何としても町民の危険、安心・安全というのは早めに実行していきたいと考えております。

以上です。

○議員（中瀬 修議員） この街路灯から防犯灯への切替え、それからカメラの増備というところに関して、いろいろと前向きに考えたいという答弁をいただきました。ぜひ今後も要望を何度も何度も受けるわけではなく、前向きにスピーディーな解決につなげていただけるようお願いしたいと思っております。

それでは、最後の質問です。公表義務のある情報について質問させていただきます。

町のホームページ上で公表義務のある情報が、いくつか更新されていないものを確認しました。このことについて、町長の見解を伺いたいと思います。

○総務課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

御指摘のありましたものについて確認したところ、確かに公表が遅れているものが一部ありましたので、早急に対応を指示したところです。

今後はホームページを工夫するなど、所管課から更新が容易に発見できる仕組みを整え、住民への周知を図っていきます。御心配をおかけして申し訳ありませんでした。

○議員（中瀬 修議員） 一つの提案として、公表の精度を高める上で、先ほども質問させていただいた統括主監を設置するということから、職責としてその統括主監に責任というところを求めたほうがいいのではということを提案させていただきたいんですが、この制度上いろいろな課題はあるかと思いますが、この統括主監が最終的な職責というふうに考えていくということはいかがでしょうか。

○町長（宮崎 吉敏君） 中瀬議員の質問にお答えします。

統括主監の職責は、一番大事なものとして、副町長と各課長等の間に入り、総合戦略の企画立案、調整を行ってまいります。この件に関しては、所管課において、これまで以上に注意を払うようお願いしていきます。

以上です。

○議員（中瀬 修議員） 統括主監がここを担うというところの何ていいますか、全てをそこに任せるといったことではないという解釈でよろしかったでしょうか。

○町長（宮崎 吉敏君） 中瀬議員の質問にお答えします。

そのとおりであります。

以上です。

○議員（中瀬 修議員） 今回、ホームページ上での公表義務があるものが幾つか更新されていなかったというところで、今、総務課長より答弁をいただいた、謝罪のほうもあったというところもありましたけど、今後、こういうことはそれぞれの課で精査しながら、しっか

りと公表されていくかと思われます。

一番今回、できなかったという原因が何かあれば説明をお願いします。

○総務課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、考えられることとしてですが、定期の人事異動で、当時の担当者としてはそれをしてしっかりと認識して公表していたけれども、それが異動のタイミングで引き継がれなかったというのが、まず1点目かと思います。

あとは、御本人がうっかりしていたというようなところとか、制度上、法律が改正されて、それが公表が義務づけられたということに職員が気づいていないというようなものが考えられます。

以上です。

○議員（中瀬 修議員） いろいろと一つのミスというふうに解釈したいかなと思っております。このミスをもう早め早めにやっぱり小さいうちに摘んでいただいて、そして、やはりその課その課でしっかり対応していただけると、もっともこの町の今の行政の状態ということを、せっかくあるホームページですから、それをもっともって周りの皆さんに知らせることがスピーディーにできるのかなと思っております。

再度、いろいろその課その課の責任ってありますけど、やはり統括主監というポストを置いたことで、その辺りも今後、統括主監の一つの力量といいますか、一つの職責というふうにもやはり求めてみたいなというふうには、提案させていただきたいなと思っている部分であります。

こだわるわけではございませんが、やはり今の庁内でのものを改善していきたい、それからもっともっていい方向に進めていきたいということを、今回統括主監をポストに置いた、こういうミスがこれから少なくなっていくだろうという考察もできるわけですから、その辺りをお願いして、最後の質問とさせていただきますが、何か答弁があればお願いします。

○町長（宮崎 吉敏君） 中瀬議員の質問にお答えします。

町民に情報を知らしめるということは、町行政として一番大切なことだと捉えています。こういったミス、問題が起きないようにしっかりと推進していきたいと思っています。

以上です。

○議員（中瀬 修議員） 我々もしっかりその辺り、また今後もいろんな精査をしながら、いろいろまた提言させていただきたいと思います。今回の質問はこれで終わります。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時48分休憩

.....

午前9時58分再開

○議長（中村 昭人議員） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、徳弘美津子議員に発言を許します。

○議員（徳弘 美津子議員） ただいま、議長のお許しを頂きましたので、通告書に基づいて、一般質問をさせていただきます。

私は今回、3項目について一般質問いたします。

まず、地域や保護者の皆様からは、説明会の内容や進め方はどうなっているのか、中学校はどこにできるのか、2年前に元東町長が白紙にして、もう新しい中学校は望めないのか、小中一貫校になった場合、子どもたちの学びや生活はどう変わるのかといった不安や疑問の声が多く寄せられています。

子どもたちの未来に関わる大切な問題である以上、保護者が安心できる説明と住民の理解を得ながら進めていくことが欠かせません。

そこで、私は保護者の不安の声に耳を傾け、安心できる説明を求める立場から質問をいたします。

まず、中学校統合基本方針説明会と今後の対応についてです。

説明会の実施状況についてですが、各説明会での各地域の参加者数を伺います。あと、残りの質問については質問席から行います。よろしくお願いいたします。

○教育長（平野 博康君） 徳弘議員の御質問にお答えします。

中学校統合基本方針説明会ではありますが、7月から8月にかけて、自治公民館単位での開催に、町全体での開催も含め、計7回開催いたしました。町議会議員の皆さまにも御参加いただきありがとうございました。

各会場の参加者数ではありますが、自治公民館単位での開催につきましては、多賀地区22名、山本地区16名、東地区16名、通山地区11名、中央地区34名、川南西地区7名でありました。そして、町全体での開催が60名で、合計では166名でありました。

○議員（徳弘 美津子議員） 夏休み期間ということもあり、参加者が多いとは決して思われませんが、説明会開催における周知方法は適切であったか伺います。

○教育長（平野 博康君） 今回の基本方針説明会は、地区単位での開催でありましたので、開催地区に限定した防災無線で案内を行いました。参加者数が想定よりも少なかったことから周知方法が十分ではなかったという認識を持っております。その反省もあり、最後の町全体での開催では、防災無線に加え、川南町ホームページ及び川南町公式LINEでの案内も行ったところではありました。

以上です。

○議員（徳弘 美津子議員） 私は、中央と全体開催のほうに参加させていただきました。見ると若い世代がほとんどいないという状況で、確かに、私もそうでしたが、子育てと生活に追われる世代にとっては、強制的に参加を促せるというのは難しいと考えます。

今後、当事者でもある保育所保護者、小中学校保護者に対する周知方法はどのように行う

かお聞かせください。

○教育長（平野 博康君） 今回の基本方針説明会では、子育て世代の参加が大変少なかったことから、先日開催した校長会で、各学校単位で基本方針について説明する場を設定できないかお願いをしたところでございます。

また、保育所や幼稚園におきましても、説明会が設定できないか検討してまいりたいと考えております。

さらに、中学校統合について、町民の皆さまに周知を図るため、基本方針についてまとめたリーフレットを町内の全戸に配付する準備を現在進めているところでございます。

以上です。

○議員（徳弘 美津子議員） ぜひ議会のほうからも説明会をするようにということも言いましたので、町内全域の方にこの中学校のことが周知していただくように御配慮をお願いいたします。

それでは、地域ごとに出された意見や質問の主な傾向はどうだったかお伺いします。

○教育長（平野 博康君） 今回の基本方針説明会では、前半に中学校の統合について、後半に小学校の統合についてと分けて説明をし、それぞれの説明の後に御質問や御意見を受ける形をとらせていただきました。その中での主な御質問や御意見を挙げさせていただきます。

まず、中学校の統合につきましては、全体的に、なぜ町中央部に新中学校を設置するのかということに関する御質問を多く頂きました。御意見としましては、町中央部は通学の安全面、敷地の狭さなどから反対である、既存の中学校を使ってほしい、ふるさと公園は残してほしいという反対の御意見を頂いた一方、会場によっては、子どものことを一番に考えて新中学校を作してほしい、環境に恵まれた町中央部に設置してほしい、少しでも早く中学校の統合を進めてほしいといった賛成の御意見も頂いたところでございます。

小学校の統合につきましては、中学校の統合とともに小学校の統合も考えたほうがよいのではないか、小中一貫校の設置についてはどう考えているのかという内容の御質問も多く頂きました。

御意見としましては、小学校は地域のために残してほしい、子どもたちのことを考えると小学校の統合もやむを得ないという両方の立場の御意見が出されました。

今回の基本方針説明会では、小学校の統合を地域の方々がどのように受け止めておられるかということについて参考にさせていただくため、参加してくださった方々を対象にアンケートも実施しております。そのアンケートでは、121名の方から御回答を頂き、小学校の統合について賛成が22.3%、反対が34.7%、分からないが40.5%でありました。

以上です。

○議員（徳弘 美津子議員） 分かりました。

それでは、（2）の住民意見の集約と分析については、1番と重なることも多いので割愛させていただきます。

（３）のほうに行きます。

小中一貫校に関する意見についてです。

小中一貫校に関する意見の賛否の割合というのがどの程度かを伺います。

○教育長（平野 博康君） 小中一貫校に関する意見の賛否の割合に関する御質問でありますけれども、小中一貫校に関する調査は行っておりませんので、具体的な数値は持ち合わせておりません。

しかし、昨年12月に実施しました川南町立中学校統合に関するアンケート調査におきまして、自由記述に小中一貫校に関する御意見が多数寄せられております。具体的には、自由記述に1,500件を超える意見がございましたが、その中で小中一貫校に関する御意見が、自由記述全体の約20％程度に当たる約300件ほど含まれておりました。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子議員） それらを踏まえて保護者や地域住民から多く寄せられた懸念があると思うんですね。や要望のほうを伺います。

○教育長（平野 博康君） 川南町立中学校統合に関するアンケート調査での自由記述における小中一貫校に関する御意見としましては、新たに設置するなら小中一貫校にしたほうがよい、小中学校統合で進めてほしいという要望がほとんどでございました。

今回の基本方針説明会におきましても、先ほど御説明いたしました、小中一貫校の設置にかかわる御質問を多く頂いたところです。

以上です。

○議員（徳弘 美津子議員） この中学校に対しては、もともと平成28年に地域座談会で、まず学校についてということで地域の皆さまの声を頂いたときに、当時は小学校についてやっぱまだいいという感じがあったので、中学校で進めたと思うんですね。

でも、最近やっぱり人口減が顕著に見られたことで、住民の方からそういう声も出てくるのは当然だと思います。それらのことの出された意見を計画的にどのように今後反映していくのかを伺います。

○教育長（平野 博康君） 小中一貫校の設置に関しましては、教育委員会としましては、この機会に小中一貫校を設置することができるのであれば、それが望ましいと考えております。

しかしながら、現段階で設置しようとする、仮に令和12年4月に開校とした場合、児童生徒数が800から900名規模の学校が必要となります。今後、児童生徒数の減少が見込まれる中で、このような大きな学校を設置するのは、かなり無理があると考えております。

中学校の統合につきましては、早急に進めていく必要があると考えておりますが、小学校の統合につきましては、段階的な統合を含め、いろいろな場合を想定しながら、どのような統合の在り方がよいのか、しっかりと検討していく必要があると考えております。

今回の基本方針説明会における小中一貫校の設置に関わる御質問でも、このようなお答え

をさせていただいたところです。

また、アンケート調査や基本方針説明会で出された意見を、どのように反映させていくのかということではありますが、昨年12月に実施しましたアンケート調査の結果や御意見につきましては、それらを基に今回の川南町立中学校の統合に係る基本方針を策定しておりますし、今回の説明会で頂いた御意見につきましても中学校や小学校の統合において具現化する中で参考にさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子議員） 確かにこの800から900人の規模っていうことは少し大き過ぎるというか……。昨日小学校に、小学1年生の指導に行ったときに、その人数を考えたときに、まだ小さい子たちに対して大人数で臨むことがいいとは思わない部分がちょっとありましたので、今後やっぱりこのようなことの検討は持ちつつ、どのような規模がいいのかということも考えていってほしいと思いますが、今後の対応については、説明会での意見を踏まえ、統合基本計画の見直し、これは中学校のことになりますけど、見直しや修正を行うのか伺います。

○教育長（平野 博康君） 基本方針説明会で頂いた御意見につきましては、参考にさせていただきたいと考えておりますが、川南町立中学校の統合に係る基本方針につきましては、本町の子どもたちによりよい教育環境を提供するために必要なことであると考えておりますので、内容そのものを見直したり、修正したりする考えは現時点ではありません。

以上です。

○議員（徳弘 美津子議員） もう一度、すみません。ちょっと質問が……。

○議長（中村 昭人議員） 発言許可をお願いします。

○議員（徳弘 美津子議員） 質問ちょっとありますので、もう一回、現時点での考え方と見解を伺います。

○教育長（平野 博康君） 川南町教育委員会としましては、この基本方針にのっとって、町当局の御理解や町議会の御判断を頂きながら、中学校統合について具現化していきたいと考えております。

また、並行して町民の皆さまに御理解いただけるように、随時、進捗状況や具体的内容を説明する手だてを講じていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子議員） ぜひ町民の皆さまが知らないことがないように進めていきながら、中学校が何がどうなのか、皆さんに不安がないような進め方を今後やっていってほしいなと思っております。

次の質問に移ります。

子どもの貧困対策の現状把握と支援策として、今回、子どもの貧困に対しての質問では、町内における子どもの貧困の現状について伺います。

町としてどのような方法で把握しているのでしょうか。貧困と言われる子どもの人数を把握しているのか伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

子どもの貧困の現状把握につきましては、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を目的とした要保護児童対策地域協議会におきまして、経済的な理由などにより食事や教育、医療が十分に与えられていないという家庭を把握するようにしております。

把握の方法としましては、警察からの通報や学校、保育施設、医療機関、近隣知人などからの情報提供で、最近の児童虐待に対する意識の高まりから年々増加傾向にあるような状況でございます。

貧困と言われる子どもの人数につきましては、令和7年8月末時点で、要保護児童対策地域協議会で把握している要保護児童数は3世帯で4人、生活困窮世帯として支援が必要な要保護児童数は6世帯で17人と把握しております。

また、18歳未満の子どものいる生活保護世帯というのが4世帯で9人になっております。

以上でございます。

○教育長（平野 博康君） 学校での子どもの貧困状況を把握する手段としましては、就学援助の申請で把握する場合、各学校における配慮を要する児童生徒を対象にしたケース会議等で生活状況を把握する場合、教師が日常の観察や悩み等の教育相談において把握する場合などがあります。

いずれの場合におきましても、気になる内容の場合は、学校や教育委員会を通じて福祉課と情報の共有を行っているところでございます。

以上です。

○議員（徳弘 美津子議員） 今、御説明いただいた数値は、あくまで要対協や生活保護世帯など、制度にのった家庭に限られていると思うんですね。この制度のはざまにいて把握できない家庭があるものかどうか伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

制度のはざまというか、関係機関からの情報であつたり、子どもやその家族からの相談がない場合は、正直なかなか把握するのが難しい状況ではあります。

したがって、徳弘議員がおっしゃるとおり、把握できていない家庭はあるのではないかとこのふうには考えられます。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子議員） しつこいようですが、把握できていない家庭の対応と、どう強化していく。せっかくこういう質問をしていますので、その強化策があればよろしくお願いします。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まずは、これまで以上に保育、教育、医療、福祉、地域などが、それぞれの視点で子ども

を注意深く観察することが大事なかと考えております。支援が必要な家庭を幅広く把握できる体制づくりも必要であると考えております。

今後、相談等を待つだけではなくて、支援機関から積極的に外に手を伸ばすという意味で、アウトリーチによる支援の強化を図る必要があると考えております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子議員） 子ども自身から声を拾う仕組み、子どもの声ですね。保護者はそうはないけど子どもの声を拾う仕組み、例えば、スクールカウンセラーや相談窓口の活用状況というのはどうなっているのでしょうか。

○教育長（平野 博康君） 子ども自身から声を拾う仕組みということですが、各小中学校では、児童生徒に対して毎月1回、悩みに関するアンケート調査を実施しており、それを基に子どもと担任教師等による教育相談を行っております。

また、子どもや保護者からの要請に応じてスクールカウンセラーとの教育相談も実施しております。それらの中で、家庭の様子や生活状況についてのお悩みが明かされることもあるようです。

さらに、学校に相談しにくい悩み事等の場合は、県教委が開設しております「子どもSNS相談」や、警察署のヤングテレホンなどの相談窓口もありますので、子どもには案内しているところでございます。

以上です。

○議員（徳弘 美津子議員） 学校の先生の負担は、本当に授業を教える以上にそのような生活の支援であつたりとか負担は大変あると思いますが、ぜひ皆さまで細やかな視点で子どもの支援をお願いしたいと思っております。

次ですけど、学校現場や福祉部門、民生委員、地域団体などからの情報を集約し、困窮世帯を早期に把握する仕組みというものがあるんでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

困窮世帯を早期に把握する仕組みといたしましては、乳幼児健診等におけるアンケートや面談であつたり、保育所——保育園等も含めてですね——幼稚園、学校等における日々の見守りにおいて、支援が必要な家庭について関係機関から情報提供を頂く仕組みとなっております。

また、虐待が疑われる事案を把握した場合は、関係者を招集いたしまして、受理会議またはケース会議を行って、必要に応じて48時間以内に児童生徒の安全確認を行う等の対応をとっております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子議員） 私も元保育士の方たちとお話をするときに、朝御飯を食べてこない児童がいるんですよとか、そういう実際にお話を聞くこともありますので、そこがきちんと連携した取り組みをしていただく上で、取りこぼしのないというか、みんなが分かる

ような感じになってほしいなと思っております。

現在の把握状況に基づき、どのような支援を行っているのか、今後取りこぼしのない支援対策を構築するための具体的な支援策があれば、検討していることがあれば伺います。

町として支援から漏れる子どもを出さないという強い姿勢を示すことが重要です。そのための具体的な方策について、今どのように検討されているか伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

町といたしましては、ケースに応じて支援機関が情報を共有するようにして、都度、協議を行いながら支援を行っているところでございます。

また、8050問題であったり、ヤングケアラー、ダブルケアなど複雑かつ複合的な問題を抱える家庭に対しまして、関係機関が分野を超えて連携、協働し、チームとなって対応する、誰一人取り残さない包括的な支援体制を構築するための手段といたしまして、重層的支援体制の整備に向けた検討を今行っております。

そのほかにも、食に関する支援といたしまして、社会福祉協議会が実施しております食料支援もぐびよ便であったり、フードバンク、また、地域で開催されております子ども食堂などの支援がございます。

また、教育に関する支援といたしましても、教育委員会のほうが実施しております公営塾であったり、まちづくり課が実施しております「かわみなみ開拓塾」などの学習支援も町としては実施しているところでございます。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子議員） もぐびよ便も言われて、私の属している団体でもメンバーが毎月第4木曜日に伺って、もぐびよ便の配達とか分別の作業をして、たくさんの農家の方と事業所の方たちが、たくさんの野菜、お米を出していただくことをとっても地域で支援しているって、この取り組みとっても大事なことでありますので、このもぐびよ便さえ知らない貧困の世帯がないような、その政策も大事なかなと思っております。食に関して回答いただきましたので、子ども食堂の具体的な団体として支援策を伺います。

実際に貧困と思われる児童が参加している根拠があるかどうか、子ども食堂にさえ行けない児童はいないのか、それを把握することが不可能ではないか伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

川南町で子ども食堂を定期的で開催しているところは、もこもこの木というところになります。その資金としては、赤い羽根共同募金の助成金を活用されております。

そのほかにも、不定期ではありますが、自治公民館による活動として子ども食堂に取り組んでいる地域もございます。

先ほどのもこもこの木につきましては、代表の方が困っている子どもを救いたいという思いがあるため、社会福祉協議会が把握している困窮世帯にターゲットを絞って案内していると伺っております。

現在、定期的に子ども食堂を実施しているのが、このもここの木1カ所だけであるため、町内に子ども食堂に行けない児童がいるという可能性は十分にあると思われます。

また、子ども食堂に行きたくても行けない児童を把握することは簡単ではないというふうに考えておりますが、地域で見守る大人、声かけをする大人が増えれば、少しずつでも支援が届いていない児童を把握し、支援につなげていくことができるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子議員） 本当子ども食堂は、なかなか継続することが難しいのではないかなと思いますので、これは人的な要素の中にやはりどうしても資材の確保がありますので、町が社協にももちろんお願いするところですが、町としてもやっぱりこの子ども食堂がさらにもっと広がるような支援をしていただきたいなと思っております。

それから、あと、教育に関するっていうことで回答がありましたので伺います。

公営塾は、中学校3年の高校入試を控えた生徒、英語、数学、9カ月を約20回、あとかわみなみ開拓塾、これは夏休みですが、中学校2年生、3年生が一、二週間の夏休みに川南にゆかりのある大学生が指導してということで、意欲の向上を図るということでやっておるようであります。

小中学生の日々の学びで塾にも行けない児童への支援は考えられないものでしょうか。憲法26条、これは、全ての国民はその能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有するもの。教育基本法第3条に基づく、これは、国民一人一人が生涯にわたって学習し、その成果を社会で生かせるようにすることを目指す生涯学習の理念とありますが、これに基づけば経済的理由による教育格差を是正するのは町の責務ではないかと思えます。

民業圧迫、塾がありますので民業圧迫ということを理由に消極的になるのではなく、子どもたちへの学習支援を推進すべきではないかと思えます。対象者を限定した公的学習支援は検討できないか伺います。

○教育長（平野 博康君） 経済的理由による教育格差を是正するための学習支援に対する御質問でございますが、対象者を限定した支援につきましては、生活に困窮していると認められる家庭を支援する就学援助でありますとか、要保護・準要保護家庭に対して家庭でもタブレット端末を使った学習が円滑にできるようにするためのモバイルルーターの貸出しでありますとか、学習環境に関する支援は行っておりますが、町独自で対象者を限定した公的学習支援というのは現在行っておりません。

県のほうでは、生活保護世帯や就学援助受給世帯等の中学1年から高校3年までを対象とした学習支援をオンラインで行っておりますので、中学生に対して紹介はしているところがございます。

町としてどのような方法が可能なのか、県内市町村や他県の取り組みの情報を収集するなど調査、研究を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子議員） 昨年、文教産業のほうで行政調査に行ったところで、元教師とか保育所の先生たちが学習支援をしているというところに伺ったんですね。そのように先進地でもいろいろな取り組みをしておりますので、宮崎県で初めてのような取り組みをぜひ川南でやっていただくといいなと思っております。ぜひお願いいたしたいと思います。

次に移ります。

貧困対策と新中学校建設は並行してできないと考えるかという質問を上げておりますが、学校建設と貧困対策は対立するものではなく、将来の町のために両方とも必要と思います。

新しい学校づくりは子どもたちに安心できる学習環境を与え、将来の貧困の連鎖を断ち切ることに繋がると思います。町としては財政的に工夫してどちらも進める責務があると思います。どちらかを犠牲にするのではなく、同時に取り組むべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○町長（宮崎 吉敏君） 徳弘議員の質問にお答えいたします。

次世代を担う子どもたちへの教育環境整備と貧困対策の強化は、町政において極めて重要な課題であると認識しております。

また、限られた財政の中でこれらをいかに実現するかは、私たち町政に課せられた大きな責務でもあります。

本町における中学校校舎は、築年数の経過により老朽化が進み、安全性や教育環境の面で多くの課題を抱えております。

加えて、近年の少子化や家庭への経済的困窮などにより全ての子どもがひとしく学べる環境の整備がより一層求められています。

したがいまして、新中学校については、教育委員会の意見を尊重しながら、子どもの貧困対策、一体的、総合的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子議員） 新中学校建設がハードであれば、貧困対策はソフトとなります。これは、同時に進めていくために財源の確保や優先順位の設定が重要になると思いますので、方向性を今後示してほしいと考えて、次の質問に移ります。

認知症、MC I の早期発見についての質問となりますが、本町でも高齢化が急速に進んでおり、今後、認知症をはじめとする高齢期の健康課題は、ますます大きなものとなることが予想されます。

認知症は、発症してからの支援ももちろん重要ですが、何よりも予防と早期発見・早期対応が大切であり、その中でも、軽度認知障害——MC I といいます——の段階で気づき、対応できるかどうかは御本人の生活の質を守ることに、また家族や地域の負担軽減にも直結します。自分の家族がどうかなと思ったときに、病院に行こうというのは、なかなか本人を連れて行くことのハードルも高いんですね。町のほうで、行事の中に一つ組み込んでいった

りして、最初の入り口である検査をしていただくような取り組みができないかなと思って今回の質問になりました。

そこで、本町における認知症予防やMC Iに関する啓発周知は、どのように行っているか伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、本町で行っている啓発活動といたしましては、地域包括支援センターが年4回発行しております包括便りであったり、地域ふれあいサービス、高齢者教室、百歳体操会場等に出向き啓発、周知等を行っております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子議員） 周知を行っていると、各種講座の参加者が、私もいろいろ行くときに大体見かける方が一緒なんですね。意識の高い一部の町民に偏っているという現状があるのかと思いますが、今後より多くの住民に参加を促す方策は検討しているか伺います。町として、参加しない層や情報に触れにくい方々へ、どう周知を広げていくのかを具体的に伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

参加しない層や情報に触れにくい方々ということなのですが、保健センターであったり地域包括支援センターの職員が、実態調査のために個別に今訪問して参加を促しているところでございます。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子議員） 個別訪問、実際に全ての世帯に行き届いていると思いませんが、いかがでしょうか。

○町民健康課長（押川 明雄君） 保健センターで行っております特定健診で、65歳から74歳を対象に、問診時、それから簡易な基本チェックリストを用いてそれでチェックの入った方と、75歳以上の方については後期高齢者検診で異常値放置者、それからコントロール不良者の方に対して個別訪問はしておりますが、全ての世帯への訪問は行っておりません。

以上です。

○議員（徳弘 美津子議員） それら対象者ということの個別訪問をやっていくということなんですね。分かりました。

日常生活でのアプローチとして、検診や講座の場に限らず、地域イベントやサロン、集会など日常的な場で自然に啓発を広げる仕組みが必要と考えますが、その点についてどうお考えでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

MC Iの早期発見と生活習慣病の改善支援というのが、認知症の予防につながるという点については、町としても重要な課題と認識しております。MC Iの気づきや対応につきましては、日常の何げない会話や触れ合いの中でこそ進めやすいと考えております。

町では、地域サロンや高齢者の集いの場を活用して、自然な形で健康や認知症について話し合える雰囲気づくりを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子議員） 効果の検証ですけれども、広報や講座で周知を行っているのか分かりませんが、実際にどれほどの町民に伝わり行動につながっているか、効果を検証する仕組みはあるのでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現時点では、MC Iに関する啓発がどれほど町民に行き届いて、行動に結びついているかを具体的に把握するためのアンケート等の仕組みは整っておりません。

しかしながら、今後は参加者の声や現場の反応に加えて、必要に応じて簡易な調査や聞き取りなども活用しながら、取り組みの効果を少しずつ見える形にしていきたいと考えております。町民の皆様にとって実感のある取り組みになるよう改善を続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子議員） 特定健診の場で簡易なMC I 検査を同時に実施することは可能でしょうか。

○町民健康課長（押川 明雄君） 先ほど個別訪問のところでお答えしましたが、65歳以上の方については、基本チェックリストを用いまして簡易なMC I 検査のほうを実施しているところでございます。

以上です。

○議員（徳弘 美津子議員） 軽微で簡易なMC I 検査をチェックしているのですが、実際、特定健診の受診率が低い現状で十分にカバーをできないのではないのでしょうか。検診の未受診者へのフォローとかは考えているか、伺います。

○町民健康課長（押川 明雄君） 議員の御指摘のとおり、本町における特定健診の受診率は、令和6年度の速報値ですと対象者2,555人に対して、受診者1,068人で、率にしますと41.8%となっております。決して高い数値ではありません。

そのため、未受診者に対する個別訪問や電話などによる受診勧奨を行って、受診率の向上を目指しているところでございます。

以上です。

○議員（徳弘 美津子議員） それでは、最後のほうの4番になります。

健診以外の場、地域イベントやサロン、集会などで、MC I 検査や認知症予防の学びを広げる方策ができないものか伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在は、認知症カフェであったり、地域ふれあいサービス、高齢者教室、百歳体操会場に出向いて情報提供を行っておりますが、今後は地域のサロン活動や集会、あとは、イベント

等を通じて、日常的な交流の場でも自然に学びが広がるような仕組みを検討してまいりたいと考えております。

あと、MC I が疑われる方に対しては、地域包括支援センターを中心に、運動や食生活、社会参加などが支援できるよう関係機関と連携しながら体制を整えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子議員） 私もお姑さんが認知症になったんですね。8年間は認知症対策をいろいろやりました。私もずっとこのMC I を調べるときに、適切な運動、食生活、社会参加ということで、進行を抑えられるということが科学的に示されていると言われます。

私含めて主人もですが、早期に発見し、町が生活改善を後押しすることで認知症の発症や進行を大きく減らすことができると思いますので、ぜひ福祉課と町民健康課、一体になって高齢化による川南のいろんな不安というものがない町になっていってほしいなと思っています。

以上で質問を終わります。

○議長（中村 昭人議員） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時41分休憩

.....

午前10時51分再開

○議長（中村 昭人議員） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、今井孝一議員に発言を許します。

○議員（今井 孝一議員） 議員になりまして初めての一般質問を行わせていただきます。今井孝一です。どうぞよろしくお願いいたします。

私たちの川南町も、急速な少子化・高齢化とともに人口減少が進んでおります。私も川南町に帰省した45年前、当時は1万8,000人を超える人口がありまして、既に4,000人余りが減少しているという状況にあります。

私は、3月の選挙公約におきまして、「農業を基盤に産業の発展と雇用の創出で地域を活性化、感謝の心、優しさ、思いやりの心を共有し、住みよい町に」を掲げ、議席を頂いたところでございます。

町民の皆さんが、町政や各議案に対して、本当のところはどうかと思われる点をしっかりと見極めながら、的確な判断が導かれるような、しっかりとした議論を重ねて議決に臨む所存でございます。

それでは、一般質問書に基づき質問いたします。議席で質問をさせていただきたいと思っております。

産業の育成・活性化に向けた取り組みについてお尋ねをいたします。

川南町の産業別割合につきましては、近年、3次産業が増えております。運輸とか保険とか金融、サービス業、そういったものが、もう既に1次産業を上回っている状況にあります。

しかしながら、川南町の特質・長所を十分生かす上でも、第1次産業である農業、漁業、林業の発展を基盤にした上で、商工業、サービス業の活性化を図ることが重要であると私は考えております。

やはりまちづくりの基本にあるのは、働く場所があることではないかというふうに思っております。川南では古くから水田農業、終戦後は全国からの開拓者を引き受け入植されて、さらに畜産、畑作が増えまして発展を遂げてまいりました。

私の地区におきましても、当時入植されました方々、もう既に100歳を超える方が2名残っています。それ以外の方はほとんどの方がお亡くなりになられたというところでもありますけれども、今の川南気質という言葉の中には、先人たちの気高さ、強い意志、そういったものを持ち合わせた町を愛する、前に進める気概、そういったものが私たちに引き継がれているのではないかなというふうに勝手に感じているところでございます。

昨年、改選によりまして宮崎町長体制になり、職員の皆さんとともに町の課題解決に向けて取り組まれているというところで、今年の7月には、町内の主要団体とのトップ会談を行ったことが、先だつての広報かわみなみでも紹介されているところでございます。

令和3年3月に川南町の第6次長期総合計画が打ち出されており、間もなく半分の5年が過ぎようとしております。5年前に打ち出されました計画は、「共に考え 共に挑み 共に切り拓く」を基本理念とするとありました。

私は、産業の育成・活性化に向けて、町主導による各種団体専門役職員との定例会議を導入して、施策づくりに生かすべきだと考えております。JA（農協）、JF（漁協）、商工会、観光協会などの町の主要な団体の業務を行っているトップとはまた別の幹部役職員さん、そういった方々と精力的に情報を集め意見交換をすることは、町民の皆さんの声を知る機会にもなると考えますが、町長の御見解をお伺いします。

○町長（宮崎 吉敏君） 今井議員の御質問にお答えします。

御発言のとおり、関係団体等と政策・施策づくりの協議等を行うことは、とても重要であると認識しております。

本町や本町を含む尾鈴地域児湯郡内においては、関係団体の部課長レベルや担当者レベルにおいて様々な協議会や会議などが既にごございますので、今後も引き続き、そういった既存の組織等をブラッシュアップするなど、有効に活用していくとともに、時代や社会情勢にも適応する組織づくりにも柔軟に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○産業推進課長（河野 英樹君） 今井議員の御質問にお答えします。

既存の組織の例といたしまして、町が主導して設立した団体の一つに尾鈴地域農業振興協議会という会議がございます。この組織は、川南、都農の両町が主体、主導により、平成25

年に設立されました。

なお、この構成員ですが、両町の農業部門担当課、J A園芸部門・畜産部門の両担当部、児湯農業改良普及センター、N O S A I 宮崎という農業に特化した機関の職員で構成する団体であります。

次に、具体的な組織内容を簡単に申し上げますと、町の農業部門を所管する担当課長が会長を担う仕組みであります。

ちなみに、今年度までが私が会長となっております。その期間であります、2年間でありまして、会長と事務局を運営しながら、3年目に相手自治体、都農町に引き継ぎます。つまり、来年度は都農町に移行、移ります。

また、副会長にはJ Aの農産園芸部長が充てられ、その補完機能として幹事職を設置しております。内訳は、会長職でない側の町役場の課長、J Aの畜産部長、尾鈴農業公社の事務局長、県の農業改良普及センターの農業経営課長、両町の農地担当課長等で組織するものです。つまり、農業に特化した専門の役職員が中心となり、運営する協議会の一つであります。

他方、近年では、産業の壁を取り払った会議、組織が設置・設立されるなど、新しい組織運営も行っております。

最近の例で申し上げますと、先月の13日に町が主導で設立いたしました通浜ブランド創出協議会などがございます。

以上です。

○議員（今井 孝一議員） 宮崎町長答弁の中にもございましたように、関係団体の部課長レベル、担当者レベルとしっかり協議をするということの御説明がございました。また、既存の組織等をブラッシュアップする、有効に活用していくと、そういった御説明もございました。

私自身も改めて、そういった質問をさせていただく上で非常に力強い御発言だったというふうに思っております。私自身もこれまで数多くの会議に参加してきて、強く感じることもあるんですけども、やはり会議を主導する側の強い思い、そういったものがしっかりと伝わる会議、こういったものに参加するには、非常に参加者も真剣に力が入るものでございます。

町長、執行部の力強い発言によって、会議で積極的に関わる人々が増えて、今後の町の発展に力を発揮してくれるとともに、人々のつながりが広がり、よりよい方向へと川南を導いてくれると私、確信しております。

先ほど通浜ブランド創出協議会をつくったということを聞きまして、まさしくこういったことを、町にも期待したいというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきます。

農業の振興についてお尋ねいたします。

川南町が平成30年度から新規就農希望者のために、施設ピーマンで2年間の実践研修と座学を合わせてトレーニングハウス研修事業に取り組んできたところでございますけども、令

和7年6月時点で23名が研修を終えられ就農されているということで、残す最終7期生5名が現在研修されているということでございます。

人口減少と同時に農家減少が進む中で、これだけ多くの方々が町外から移住して頑張っておられ、結果を出しておられることに対して、町やJA、関係機関、ピーマン部会、関係者、地域の住民の皆さん、こういった方々の力強い支援があったからこそだというふうに推察するところであります。高く評価するところだと思っております。

施設ピーマンにつきましては、坂の上地区に団地化してハウスを建設しており、来年6月をもって研修は終了し、28名が就農予定ということでございますが、今後新規で施設園芸を開始される方々に対し、新たなトレーニングハウス、こういった検討はされているのか。またその際には、新規就農者の生活を支援する方策が必要と考えますが、町長のお考えをお伺いします。

○町長（宮崎 吉敏君） 今井議員の御質問にお答えします。

まず、新規就農者研修事業につきましては、現在、いちごを新たな品目として研修生の募集ができるよう関係機関と協議し、令和8年7月からの研修生受入れを目指し、検討を進めています。

以上です。

○議員（今井 孝一議員） 次なる計画に向けて検討が進められているということを聞きまして、今後のさらなる取り組みに期待を申し上げたいと思います。

川南町は、皆さん御存じのとおり、自然が豊かで土地改良や畑地かんがい事業も進められておりまして、安定して水の利用ができるなど、優れた営農環境であると同時に、地域の方々の御支援、新規就農を目指す方々にとりまして、これらの長所を含め、積極的にPRをいただきたいというふうに思っております。

次の質問に入らせていただきます。

3番目の経営資源（第三者承継支援）についてお伺いいたします。

川南町内では、事業を経営されてきた経営者の中で、高齢、病気、死亡などで経営続行が困難な状況にあり、後継者がいない等の理由から経営資源を第三者に承継する相手を探したい、そういった場合、農林水産省や商工業など承継事業を行う組織体制や役割分担はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○町長（宮崎 吉敏君） 今井議員の御質問にお答えします。

承継支援につきましては、農業、商工業、それぞれ関係団体が連携し、組織体制を整備した上で役割分担を行い、支援を行っています。

以上です。

○産業推進課長（河野 英樹君） 今井議員の御質問にお答えします。

商工業における承継支援につきましては、宮崎県事業承継・引継ぎセンターを中心に、行政、商工団体、金融機関等がネットワークをつくり、中小企業者、小規模事業者の支援を行

っております。

農業における承継支援につきましては、個別の案件に応じて関係する団体、J A、県、町、県農業振興公社、各種研修機関や生産者団体等が連携し、支援を行っております。農業委員会や町、県の担当課、J A等は、それぞれが有する経営資源に関する情報を必要に応じ出し手と受け手のマッチング支援等を、県農業振興公社はマッチング後のコーディネート等を行っております。

以上です。

○議員（今井 孝一議員） これまでの取り組み実績などは、こういったことになっておるのか、所見をお伺いしたいと思います。

○町長（宮崎 吉敏君） 今井議員の御質問にお答えします。

担い手不足や、それに伴う産業人口の高齢化、町内における生産物の減少といった課題は、産業・産地の持続性を脅かす重大な問題と考えますので、これまでの個人の問題としての対応から地域全体の課題として捉え、対応することが必要だと感じています。

以上です。

○産業推進課長（河野 英樹君） 今井議員の御質問にお答えします。

商工業の事業承継における実情としましては、宮崎県事業承継・引継ぎセンターの市町村別成約実績によりますと、平成27年度開設から令和6年度までの期間で5件となっております。

内訳ですが、第三者承継譲渡希望・売りが1件、第三者承継譲渡希望・買いが1件、従業員承継譲渡希望の売りが2件、親族承継1件、商工業の分野では、お店として売上げや資産があるうち、会社を畳む諦め廃業や、後継者がいないという理由のために廃業してしまう黒字休廃業も問題となっています。

そのため、今までは親族間で承継された事業についても、第三者に引き継いでいき、地域にその事業を残していくといった取り組みも今後は必要になってくると考えております。

農業の事業承継における実情としましては、各組織が個別案件ごとにその状況に応じて他の組織と連携して対応しております。具体的には、農業研修を修了後、就農のために研修受入先であるJ A、研修機関等が自ら持つ情報、農業委員会、町担当課、県普及センター等が持つ情報等を収集し、個別マッチングをしている状況であります。

第三者承継の実績としましては、令和4年度以降1件にとどまっております。また、事業承継の地域全体での取り組み方法としましては、例えば、昨年度、各地域で作成した地域計画の活用や部会などの生産者団体ごとのアンケート実施等による、引退予定だが後継者のいない経営者・経営体の特定による承継支援リストの作成、それを基にした研修生等とのマッチングの実施などが、地域全体での取り組みとして今後考えられると思います。

以上です。

○議員（今井 孝一議員） ありがとうございます。個人情報等々ありまして、非常に丁寧

な対応が求められるというふうに考えておるところでありますけども、承継希望者と引継ぎ先のマッチングのための情報収集はどのようになされておるのでしょうか。

○産業推進課長（河野 英樹君） 今井議員の御質問にお答えします。

先ほども述べましたとおり、農業、商工業ともに各組織それぞれが、個別案件ごとにその状況に応じて他の組織と連携しながら、情報収集等の対応をしている状況でございます。

今後につきましては、全産業において事業承継への相談件数の増加が予想されますので、地域全体の課題として捉え、新たな仕組みを構築する必要性を感じています。

地域に根づいた農業や中小企業の廃業は、地域経済の足腰を弱めると考えますので、地域金融機関などとの連携も強化してまいりたいと思います。

以上です。

○議員（今井 孝一議員） 説明にもございましたように、事業者の急速な減少が町の産業に大きな影響を及ぼすということが予想されます。年齢別から考えましても、70歳代以降で近年中にもうやめるといったような方々も、私の周りにもいらっしゃいます。そういった方々の大事な経営資源を承継・活用、地域活性化のために極めて重要な局面というふうに考えておりますので、今後に備えて県内外の事例を学びながら準備され、川南でのマッチング実績を積み上げていただく、そういう必要があると考えます。

以上で私の質問を終えます。ありがとうございました。

○議長（中村 昭人議員） 次に、金丸和史議員に発言を許します。

○議員（金丸 和史議員） まず、冒頭に町民の皆さまの日頃からの御協力と町勢発展のために御尽力いただいております町長はじめ執行部の皆さまには、心より感謝を申し上げます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回、初めて一般質問に立たせていただきます、金丸和史でございます。私は、未来の川南のため、活気あり豊かで安心して暮らせるまちづくりのために、今後一般質問や議論を行っていきたいと考えております。

それでは質問に移ります。

全国的に介護や福祉の現場では、人材不足や離職率の高さが大きな課題となっております。本町においても、安定的な福祉サービス提供に支障を来している状況があると認識しています。

そこで、今回は人材確保と定着に向けた取り組みについて順に伺いたいと存じます。あとは質問席より質問させていただきます。

○町長（宮崎 吉敏君） 金丸議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、本町における介護などの福祉分野における労働環境につきましては、人材不足や離職率の高止まりの課題を抱え、安定した福祉のサービスの提供に影響を及ぼしていると認識しております。

このため、本町では、これまでに介護事業所に対する職員数の現状、アンケートの実施及

び介護職員の人材確保及び定着率向上を目的とした事業などを通じて、人材確保と定着率の向上を図ってまいりました。

しかしながら、依然として人材不足や離職率の高止まりの状況が続いているため、今後はさらなる実態の把握に努めるとともに、若年層や子育て世代が働きやすい環境づくり、地域全体で人材を支える仕組みづくりに力を入れてまいります。

引き続き、国、県、関係機関と連携しながら持続可能な福祉体制の確保に努めてまいります。

以上です。

○議員（金丸 和史議員） ただいまの御答弁承知いたしました。

本町でも人材不足や離職率の高さを課題として認識して、課題解決のために取り組みを行われている一方で、依然として人材不足や離職率の高止まりの状況が続いているとのことお話をしました。

そこで、まず、本町における福祉職員の不足状況と現状把握について具体的に伺います。本町の介護職員、保育士、障害福祉従事者の在職数と必要数の差がどのくらいあるのか、把握できているか伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

御質問の介護職員、保育士、障害福祉従事者の在職数とその必要数との差ということなのですが、現時点として、町としてその正確な数、その乖離を明確に把握している状況にはございません。

ただし、各分野ともに人材不足が全国的な課題となっておりまして、本町においても、特に介護、保育分野での人手不足感があることは現場の声からも把握はしております。

具体的にこういった声があるかということ、施設によっては希望する休みを取れないとか、あと年休を取り切れない等の人手不足感ということが現場の声として上がってきております。

以上でございます。

○議員（金丸 和史議員） 必要数との差は正確には把握できていない一方で、現場からは不足感があるとのことですが、そこで、町内事業所からの人手不足に関する声を聞いているとあるが、そのことについて本町として実態調査を実施されていれば、その内容はどのようなものか伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

令和5年8月に町内の介護事業所に対して、職員数の現状についてアンケート調査を実施しております。

その際、18の事業所から回答がございまして、職員数が不足していると答えた事業所については、18事業所のうち10の事業所、合計24人不足しているという結果でございました。

また、町内の保育事業所での調査を行っておりませんが、町内の保育事業所から口頭での聞き取りを行った内容といたしましては、収入面であったり休み等の福利厚生であったり、

少子高齢化の影響で保育士を目指す学生の減少なども影響しているのではないかというお話でございました。

以上でございます。

○議員（金丸 和史議員） 今の答弁では、アンケートでは10事業所で24人不足しているとのことでした。

では、町内の介護事業所に対して職員数の現状についてアンケートを実施し、職員数が不足していると答えた事業所があるという結果について、その理由について回答はあったか、お伺いします。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

職員不足の理由を問う質問というものを設けていませんでしたので、直接的な回答ではございませんが、自由記載欄のほうに幾つかございまして、求人の応募や問合せすらない状況であるとか、定着が難しいといった御意見があったということでございます。

以上でございます。

○議員（金丸 和史議員） 求人応募がない、定着が難しいという声があったとのことと理解いたしました。

そこで、次に過去5年間の採用者数、離職者数の推移はどうなっているか伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

過去5年間の採用・離職者数の推移ということなのですが、現時点で町として一元的な把握はできておりません。今後、必要に応じて実態把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議員（金丸 和史議員） 今後、必要に応じて実態調査に努めていただけるということで承知いたしました。

ここまでは現状についてお伺いしました。

次に、人材確保のために向けた具体的な取り組みについて伺います。

まず、町独自、また県の制度を活用した奨学金や修学資金制度等の利用実績とその効果はどうか伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

介護職において、本町で実施しております独自の事業といたしましては、介護職員の人材確保、それと定着率向上を目的としまして、令和3年度から介護職員初任者研修事業、令和4年度から介護人材育成支援事業を実施して、研修に係る費用の支援を行っております。

令和3年度から令和7年8月末までの実績につきましては、介護職員初任者研修事業については16名、額にいたしまして119万6008円、介護人材育成支援事業が32名、金額が192万1393円となっております。

また、令和6年度に社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会が実施しております介護福祉士修学資金等貸付事業では、延べ112件、3769万8140円の送金を行っているとなっております。

この事業については、介護福祉士や社会福祉士等への登録、県内での5年間継続しての関係業務への就業が返還免除の要件となっておりますので、相当数の申請者が県内の就業を行っているというふうに推測されます。

あと保育士の確保につきましては、町独自の事業は行っておりません。県の制度としまして、保育士が県内で再就職するための貸付けは行われておりますが、これも宮崎県の社会福祉協議会が窓口となっているため、本町での把握はできておりません。

以上でございます。

○議員（金丸 和史議員） 研修費支援や県制度の活用実績について説明をいただき理解いたしました。

では、関連して伺います。県の制度として保育士が県内で再就職するための貸付けとありますが、その内容はどのようなものか伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

これについては、保育士の資格を有しながら保育士として勤務をしていない方——潜在保育士と言われますが——の再就職を支援するために再就職のための準備に必要な費用を貸し付けるというもので、20万円が限度額となっております。

以上でございます。

○議員（金丸 和史議員） 再就職準備費用として20万円の貸付制度があるとのことで理解いたしました。

それでは、次にUターンや本町移住者の就労者を増やすための住宅補助や就職情報提供などの支援策はあるかお伺いします。

○まちづくり課長（稲田 隆志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

介護・福祉分野に限定したものではありませんが、町独自のものとして町内雇用者等生活支援助成金がございます。

概要としましては、法人格を有する町内事業所に勤める40歳以下の雇用者、この40歳以下というのは令和4年の4月1日からですが、民間賃貸住宅に居住する方に対し月額で1万5,000円、最大36カ月間助成するものです。

以上です。

○議員（金丸 和史議員） 町独自の住宅補助制度について御説明をいただき、ありがとうございました。

では、次に福祉事業所独自でも行われるとは思いますが、高校、専門学校、大学との連携やインターシップの受入れのあっせん、若者へのアプローチなどは本町として行っているか伺います。

○まちづくり課長（稲田 隆志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

川南町の若者へのアプローチとしましては、昨年8月におためし地域体験プログラムを地域おこし協力隊が企画しまして、東京から2名、20代の女性を受け入れ、町内での生活、そ

れから看護分野の職業を体験していただきました。また、ふるさと活性化及び地元回帰を目的として、毎年25歳の町内出身者を対象に同窓会も開催しています。

今後も、多くの若者が川南町を知るきっかけづくりに努めていきたいと考えています。

以上です。

○議員（金丸 和史議員） 様々な取り組みは行われているようですが、人材を確保しても定着しなければ意味がありません。

ここからは職員定着を図るための施策について伺います。

本町で就労する福祉職員の給与水準や処遇改善加算の実績、本町内の平均賃金との比較はどうか伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

町内に所在する介護事業所で、介護職員等処遇改善加算に取り組んでおります事業所数は、一番加算率の高い処遇改善加算の1というものが7カ所、その次の2というものが9カ所、3というものが4カ所となっております。

事業所全体の給与支払額としての報告を受けておるため、従業員の平均賃金については把握はできておりません。

また、町内に所在する保育園5園、あと幼稚園2園で職員等の処遇改善加算にも取り組んでいます。従業員の平均賃金については、勤務時間等の違い等もあるため把握はできておりません。そのため、町内の平均賃金との比較等もなかなか難しい、できていない状況でございます。

以上でございます。

○議員（金丸 和史議員） 処遇改善の加算の取り組み状況は把握しているが、平均賃金との比較はできないとのことで、現状については理解いたしました。

それでは、次に町主催、県主催、オンライン研修などの研修制度の実績や活用状況はどうか伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、町主催による研修は実施しておりません。また県であったりとかオンライン研修の活用状況についても、町としては把握ができていない状況でございます。

以上でございます。

○議員（金丸 和史議員） 町主催の研修はなく、県やオンラインの研修の活用状況も把握されていないということで、現状は理解いたしました。

それでは、福祉課関係職員のストレスやメンタル不調への対応として、相談窓口や支援体制はどうか、またどのように整えられているか伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、町が設置するメンタルヘルス専門の窓口はございません。民間の窓口として、公益財団法人介護労働安定センター宮崎支部で健康確保の支援の一環として、メンタルヘルスに

関する相談を受け入れているようです。

以上でございます。

○議員（金丸 和史議員） 民間の窓口としては、公益財団法人介護労働安定センター宮崎支部で健康確保の支援の一環として、メンタルヘルスに関する相談を受け入れているということで理解いたしました。

ここまで現状、取り組み、定着策について伺いました。

最後に、今後の人材確保と定着に向けた本町の方針と連携について伺います。

まず、今後5年間での人材確保の目標人数や方針はあるか伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

介護における人材確保の取り組みといたしまして、第9期の介護保険事業計画で、介護職員初任者研修をはじめとする各種研修の受講料に助成を行うこととしております。

現行計画は、令和6年度から8年度までの3カ年計画ということで、その受講者を78人助成を目標としております。令和9年度以降の目標につきましては、今後、第10期の介護保険事業計画において検討する予定となっております。

以上でございます。

○議員（金丸 和史議員） 第9期計画で78人への助成を目標としていることで理解いたしました。

では、次に令和9年度以降の目標については、第10期介護保険事業計画において検討する予定となっているとありますが、どのような方向性で盛り込む予定かお伺いします。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

第10期介護保険事業計画につきましては、有識者や関連団体、被保険者の代表等で構成されます川南町老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会に諮って策定を行う予定にしております。

策定委員会では、第9期計画での助成対象者の実績によって廃止であったり、維持・拡充の検討をすることとなるかと思いますが、基本的には、介護事業を支える人材の確保と、対応介護現場の生産性の向上を推進するための取り組みを検討するものになるというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（金丸 和史議員） 第10期計画は有識者等で策定し、取り組みの廃止、維持・拡充を検討するとのことで理解いたしました。

そこで、国や県の人材確保対策事業や介護職員処遇改善、保育士確保対策、外国人介護福祉人材の受入れなどの制度を取り組んでいく考えはあるか。また、本町独自で検討されている人材確保対策事業や国や県の人材確保事業の相談窓口の開設や専門職員の配置、介護福祉人材確保のための補助金などの制度はあるか伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

介護職員や障害福祉サービス事業所の職員の処遇改善加算につきましては、3年に1度の報酬改定で見直しをされております。

また、県が指定する事業所は県、町が指定する地域密着型の介護事業所については町が、職員に処遇改善加算が間違いなく支払われているかを書類の提出及び実地指導によって確認をしております。

また、県では、介護職に従事する外国人人材の事業として、住まいへの補助やマッチング等を行っております。本町でも事業所の意向を踏まえて、適宜情報提供など連携を行っているところでございます。

本町独自の事業としては、さきに述べましたとおり、研修等への助成を行っておりまして、現時点では新たな事業の予定はございません。

以上でございます。

○議員（金丸 和史議員） 国や県の施策と連携し、町独自では研修助成を行っているとのことで理解いたしました。

では、最後に地域住民、ボランティア、企業等との協働により、福祉現場の負担軽減をどのように図るか、地域連携の方向性は考えられているかを伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

以前、介護予防の一環として、施設の負担軽減を目的といたしまして、施設で使用するタオル畳みなど簡単な業務を高齢者に行ってもらっていたということがございました。その高齢者を施設職員が送迎をしなければいけないということで、別の負担が発生してしまいまして、それについては継続できなかったという経緯がございました。

地域住民の方やボランティア、企業等の協働による福祉現場の負担軽減につきましては、非常に重要な視点であると思われまして、町としても今後の地域福祉の在り方を考える上で、欠かせない課題であると認識しております。

現時点では、町として具体的な地域連携の仕組みは十分に整っておるとは言えませんが、地域包括支援センターや社会福祉協議会、関係事業者などと連携しながら、地域ぐるみで支え合う体制づくりであったり、住民参加による支援の形について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議員（金丸 和史議員） 以上、人材確保と定着に向けて順に伺ってまいりました。人材不足は全国的な課題ですが、本町としても独自性を持った施策を打ち出していくことが求められていると考えますので、今後の施策や進展を注視してまいりたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。御答弁ありがとうございました。

○議長（中村 昭人議員） しばらく休憩します。午後からの一般質問は午後1時10分からとします。

午前11時39分休憩

午後1時10分再開

○議長（中村 昭人議員） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、小嶋貴子議員に発言を許します。

○議員（小嶋 貴子議員） こんにちは。公明党の小嶋貴子です。通告書に基づき、2点質問します。

1つ目は町内史跡について、2つ目は防災担当職員、災害時避難所運営における女性の活躍についてです。

6月議会で一般質問しました史跡、前回したのに、またするんかいという声もあるようですが、宗麟原供養塔、松山之陣、後牟田遺跡など貴重な史跡文化財について、その後の町の対応について伺います。

宗麟原供養塔の保存会の方から、松山之陣の保存と整備に関して要望書が出されています。

「川南町として、これらの保存整備について、史跡の価値をどう認識しているのか」という6月議会での質問に対し、町長は「文化遺跡というものの大切さを身にしみて感じている。供養塔等の保存に努めてまいりたい」と言われました。また、「これらの史跡を町の史跡に指定し、さらに県や国に対して申請をすべきではないか」との質問もしました。町長からは「川南町文化財保護審議会という組織が存在している。ここが第一にスタートしないと次のステップに動けない」という答弁でした。教育長からは「文化財保護審議会の町指定についての審議をお願いしているところだ。その結果を受けて、町指定、県指定、国指定の対応について検討していきたい」との答弁を頂きました。

文化財保護審議会の開催状況、町の文化財の指定への状況をお尋ねします。

以下の質問は、質問席にて伺います。

○教育長（平野 博康君） 小嶋議員の御質問にお答えいたします。

川南町文化財保護審議会ではありますが、令和7年度は現時点で4月22日と9月2日に開催しております。この審議会におきまして、松山之陣跡及び後牟田遺跡につきましては、町指定へ向けて研究をしていくということで、確認をいただいているところでございます。

○議員（小嶋 貴子議員） この史跡をもって、観光や町おこしにつなげられないかという質問に対し、町長は、川南町の観光という捉え方で交流人口を生むことも可能だと思っているとの答弁でした。

少なくとも川南駅やP L A T Z（ぷらつつ）には、川南町の史跡を紹介するポスターなどを貼っていくべきと考えます。松山之陣の案内板や紹介する看板等を設置する必要性についての考えを伺います。

○教育長（平野 博康君） 松山之陣跡につきましては、現在、手つかずの状態でありますので、看板を設置することで文化財としての周知を図ることができるとともに、文化財を保

護する観点から、無断で開発を行うことのないように注意喚起を促す効果もあると考えます。

松山之陣跡を紹介する看板の設置につきましては、先日の川南町文化財保護審議会におきまして了解を頂いたところでございます。

○議員（小嶋 貴子議員） 来年の大河ドラマ放送の前には、ぜひ設置していただきたいと思います。

川南町史跡の町外への発信、広報の手段方法について伺います。

○教育長（平野 博康君） 川南町の史跡等の文化財につきましては、現在はリーフレットや町のホームページで紹介させていただいているところです。

○議員（小嶋 貴子議員） P L A T Z（ぷらっつ）や駅にポスターを貼るという考え方はないのでしょうか。

○教育長（平野 博康君） 町外の人が集まるような場所にポスターの掲示はということでもありますけれども、アピールとしては効果があると考えますので検討してまいりたいと思います。

○議員（小嶋 貴子議員） 宗麟原供養塔保存会から要望が出されている川南町、木城町に点在する史跡、神社跡も含め、保存・保護のための基本計画を作成することについて、町長は「木城町教育長、町長に向けて、このことについてお互い連携して、協力していきましょう」という話をさせていただいた」と答弁されました。

木城町では、来年の大河ドラマに合わせて、ボランティアガイドを立ち上げたいとの声が、町民の方から上がっていると聞きます。

川南では、具体的に木城町とどのような協力、活動をされるのか伺います。

○教育長（平野 博康君） 木城町教育委員会が開催する文化財委員会に、川南町の職員を参加させていただくなどの連携を図っているところでございます。木城町は、高城跡の文化財としての価値を高めるための保存、活用等について協議を進めておられますので、松山之陣跡につきましても連携して取り組むことができるよう、今後も情報を共有し、参考にさせていただきたいと考えております。

○議員（小嶋 貴子議員） 川南町には三つの国指定の文化財があります。川南湿原、川南古墳群、宗麟原供養塔です。加えて、後牟田遺跡や松山之陣跡なども本当に貴重な史跡です。県の総合博物館には、後牟田遺跡の地層の模型や原寸大の宗麟原供養塔のレプリカが展示されています。後牟田遺跡や松山之陣跡なども早急に文化財指定をしていただきたいと思います。

先日頂いた松山之陣の整備に関する資料の中に、電気会社が平成30年に、松山之陣内に太陽光発電設備の計画について、町に相談をしています。同じ年に、宮崎県文化財、川南町教育課、電気会社の三者で協議を行っています。その後、電気会社から川南町に工事に係る届出が提出されています。その後、令和4年に、宮崎県の文化財課から松山之陣に重機の乗り入れをして、樹木の伐採が行われているという連絡を受け、中止となりました。30年の時点

で、宮崎県文化財課と一緒に松山之陣の跡を視察しているということは、県も松山之陣の貴重さを分かっているということです。5年間工事を申し込まれて、その後5年間、町は町の文化財指定に対しての動きをしていなかったのかなと思います。早急に指定をして、国や県の指定も申請していただきたいと思います。

川南町は開拓の町と言われています。私は10年ほど前にこちらに引っ越してきましたが、単純に川南町は戦前戦後に開拓された土地だと思っていました。しかし、川南町の文化財を見ていくうちに気づきました。川南町には長い歴史があり、文化財がたくさん眠っています。文化財保護法というのがあります。目的は、「文化財を保存・活用し、国民の文化向上と発展に資する。国や自治体が文化財を指定し、厳格に保護する。その意義は、単なる保存から活用へと発展して、教育、観光、地域振興にも大きく寄与する。文化財は地域の誇りであり、後世へ継承する共有財産としての意義を持つ。」とあります。これら貴重な川南町の財産を保護し、町おこしにぜひ生かしていただきたいと思います。

また、学校教育の場では、史跡の存在自体を教えるだけでなく、その物語、ストーリーを伝えていくことが大事ではないかと感じました。耳川の戦いが起こった経緯、なぜ宗麟原供養塔が建てられたのか、その後の豊臣軍による九州征伐の戦い、それぞれの武将の動き、働きなど、私自身非常に興味をそそられました。高城合戦の布陣図を見ると、毛利輝元、宇喜多秀家、黒田官兵衛、藤堂高虎、島津義久、島津義弘など有名な戦国武将が集結しています。来年の大河ドラマ「豊臣兄弟」の弟、豊臣秀長は温厚で、豊臣秀吉を支えた名補佐役です。俳優の仲野太賀さんが演じるそうです。来年は戦国ブームが起き、木城町、川南町にも戦国ファンが来るのではないのでしょうか。来年のドラマ放送を非常に楽しみにしています。

次に、防災・災害時における女性の活躍について伺います。

頻発する様々な災害において、私自身「勉強しよう。役に立ちたい」という思いから、本年、防災士養成研修に申し込みました。試験があるそうなので合格できるように頑張りたいと思います。

また、町が推進している自主防災組織も立ち上げました。

国は2011年12月に防災基本計画を修正し、避難所での女性への配慮を盛り込みました。さらに2013年には、防災に関する男女共同参画の指定を策定し、2020年にはその改定版となる「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を作成しました。取り組みのポイントとして、避難所で男女別の物干し場や更衣室を設ける、避難所運営のリーダー・サブリーダーの3割以上を女性にする、自治体の防災担当職員への女性の採用・登用を促進するなど挙げられています。

女性の視点は、災害への備蓄用品にも影響します。2022年の国の調査では、防災担当の女性職員が1割以上の市町村は、女性職員がゼロの市町村に比べ、女性や乳幼児向け用品・介護用品の備蓄割合が高い傾向が見られました。避難所においては、女性が避難所運営に関わることによって、今回、能登半島地震の避難所となっている珠洲市内の小中学校では、女性看

護師の提案で、下着や紙おむつといった支援物資を保健室に置き、女性民生委員を交替で常駐する対応を取った結果、女性避難者から、人目を気にせず用品を取りに来れたとの声があったそうです。

災害時の対策本部や避難所運営の意思決定の場には、まだまだ男性の比率が高いのが現状です。女性の声が十分に反映されなければ、衛生や育児、介護、プライバシーなどの視点が欠けた対応になりかねません。

川南町では、防災・危機管理課に、何人の女性職員が配置されているのか伺います。

○総務課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

防災を担当する課というのは総務課になるわけなんですけど、総務課には四つの係と、防災担当する係である危機管理対策室の五つの係があります。防災担当係の危機管理対策室には女性職員はおりませんが、防災を担当する総務課としては、男性職員9名、女性職員5名で構成しております。防災担当の業務は災害発生時や災害が発生するおそれがある場合などにも、昼夜問わず対応することが求められているため、そのあたりを考慮しながら人員配置をしているところでございます。

以上です。

○議員（小嶋 貴子議員） 防災会議や地域防災計画の策定に、女性委員はどの程度参加しているのか伺います。

○総務課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

地域防災計画の策定に係る防災会議の委員については、条例により委員の任命をしております。実際には、直近で開催された防災会議、令和4年度に開催しておりますが、委員については、委員30名のうち女性委員が2名となっています。

本町としては防災に関し、知識または経験を有する者の代表として、五つの団体等から1名の委員選出をお願いしています。その団体の中には川南町の各種女性団体連絡協議会も含まれており、必ず女性の意見が取り入れられるように取り計らっているところでございます。

以上です。

○議員（小嶋 貴子議員） 実際、町内の自主防災組織や避難・避難所運営委員会における女性の参加状況はどうか伺います。

○総務課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

本町の自主防災組織は、今年度、新たに三つの自主防災組織が結成されており、令和7年9月1日現在で四つの組織が活動している状態です。

以上です。

○議員（小嶋 貴子議員） 町内の女性防災士の人数を把握しているのか、また、女性防災士間の連携は取れているのか伺います。

○総務課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

町内の女性防災士の人数ですが、令和7年4月現在で29名、男性防災士を合わせると総数82名です。

また、女性防災士の連携は取れているかという御質問ですが、防災士とは社会の様々な場所で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得した人とされており、各地域での防災・減災活動が期待されていますが、それぞれの防災士同士の連携や活動の詳細等については、申し訳ありませんが把握はしていません。

町としては、令和5年度に町内在住の防災士で組織する川南町防災士会を設立し、年数回の研修会を通して、防災士としての知識の更新や活動等の意見交換を行い、連携を図っているところです。

以上です。

○議員（小嶋 貴子議員） 様々な災害が起こっています。県内においても、昨年8月、本年1月、最近でも地震がありました。

災害はいつ起こるか分かりません。避難所を開設しなければならなくなったとき、避難者自身が運営をすることになります。

内閣府の避難所運営ガイドラインでは、女性がリーダーシップを発揮しやすい体制を確立することや、避難所の運営において女性の能力や意見を活かせる場を確保することが示されています。

しかし、女性が自ら「私がリーダーになります」とはなかなか言えません。なので、その避難所のリーダーを決める際、女性が参加できる仕組みを作るべきと考えます。災害時、避難所に何人集まるのか、男女、年齢など全く予測はできないと思いますが、女性に関われる、関わりやすい仕組みが必要だと考えます。

避難所運営に女性が積極的に関われるよう、事前に研修や訓練の機会を設けているか、また、工夫しているか伺います。

○総務課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

現在、本町において、個別の避難所運営訓練は実施しておりません。避難所の運営は、避難所の管理者や避難してきた方々をお願いしていくことを想定しておりますので、各地区の公民館や自主防災組織を中心に、運営訓練を行ってもらうことが望ましいと考えております。今、各地区におきまして自主防災組織が結成され、活動を開始しているところでございます。本町としても、各地区公民館や自主防災組織に運営訓練実施の働きかけや訓練指導、支援を行いながら、地域の防災力を高めていきたいと考えております。

以上です。

○議員（小嶋 貴子議員） それでは、それぞれの防災組合が、それぞれの組織の中で、前に出せる女性の意見を聞くというのは、それぞれが自覚してその組織でやっていくと、それが望ましいということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

防災備蓄品についても女性の視点が大変に重要であり、日頃から女性の意見が取り入れら

れる環境が整備されていることが大切です。川南町においても防災備蓄品をそろえてあります。防災備蓄品をそろえるに当たり、女性の意見が反映されたのか伺います。

○総務課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

備蓄品のそろえるに当たって、女性の意見が反映されたかということですが、防災活動に関する女性の意見というのは非常に重要なことと認識してはいますが、備蓄品目の選定に女性の意見は反映しているものではございません。また、男性の意見も特に反映されているものではございません。

災害備蓄品は、県の備蓄基本指針に基づいた11品目を準備することとしており、南海トラフ大地震等に伴う被害想定、被災1日後の避難者5,095名分の1日分を目標に順次準備しているところでございます。

また、県備蓄指針の備蓄品目に当たる乳幼児用ミルクや生理用品などの品目については、女性職員の意見を参考に準備しております。

以上です。

○議員（小嶋 貴子議員） 国や県の指針に基づいて備蓄品をそろえている、まだ100%ではないですね。これから100%というのではないと思うんですけど、備蓄品をそろえていく中で、女性の声を聞く機会というのを設ける予定はありますか。

○総務課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

必要とあれば、皆さんから御意見を聞くなりしたいと考えております。

以上です。

○議員（小嶋 貴子議員） 様々な災害が起こる中で、減災・防災対策に女性がどのように関わることが望ましいか、また、その準備には何が必要だと考えるか、町長に伺います。

○町長（宮崎 吉敏君） 小嶋議員の質問にお答えいたします。

防災・減災対策を考える上で、まずは災害対策の基本である、自助、共助、公助のうちの、1. 自助、2. 共助の役割について、町民一人一人が正しい情報を収集し、知識を得ることで、町民全体で防災意識の向上を図っていくことが重要であると考えております。このため、各地区等での防災講話などを積極的に実施し、多くの住民の防災について考える機会を提供するとともに、町として備蓄品の充実や避難所の強化、職員の初動対応訓練などに取り組みながら、町及び町民全体で防災力の強化、防災対応力の向上を図っているところであります。

議員御指摘の防災・減災対策への女性への関わり方につきましては、いつ、どこで、誰が被災者になるか分からないという観点から、女性ならではの視点や考え方を積極的に取り入れていくことも重要だと考えております。

引き続き、町としましては、防災対策や減災対策の両面において、女性の積極的な参画が得られるよう、防災会議や各地区での説明会等において、防災・減災対策の必要性への意識啓発を行ってまいります。

以上です。

○議員（小嶋 貴子議員） 災害は起きないほうがいい、それは当然です。ですが、避難所生活を余儀なくされたとき、避難者の中にはトイレの回数を減らすために水を取らなかったり、具合が悪いのに言い出せなかった人もいたと聞きました。女性の、高齢者の困ったことなど、避難された方々は我慢しがちです。

日常の準備の段階から女性の意見を受け止め、女性ならではの視点から避難所生活の改善ができるのではないのでしょうか。ぜひ、女性の声、力も活用していただきたいと思います。

以上をもちまして、質問を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 次に、北原輝隆議員に発言を許します。

○議員（北原 輝隆議員） 本日は、一般質問通告に沿って、二つ質問をいたします。

一つは、学校の電気使用料金削減についてです。二つ目は、特定外来生物等への対応についてです。

まずは、学校の電気使用料金削減について質問いたします。

近年、学校の電気料金支払いは、小学校・中学校合わせて、年間で2,000万円を超えるような状況だそうです。

電気料金削減への対策について3点伺いたいと思います。

まず、1つ目の質問です。

担当課への聴取で、R元年からR6年度までの町内の小中学校全体の電気料金支払いの現状については、R元年を基準にすると、電気料金は1.8倍ほどになったと聞きました。この原因についてどう分析しておられるのか、教育長に伺います。

後の質問は、質問席から行います。

○教育長（平野 博康君） 北原議員の御質問でありますけれども、電気料金や施設備品、整備等の具体的なことにつきましては、教育課長よりお答えさせていただきます。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

電気料金の増加の原因であります、こちらは二つあると思います。一つは電気料金の単価の上昇です。もう一つは電力の使用量の増加です。

まず、電気料金単価の上昇ですが、令和元年度と令和6年度を比較すると約1.26倍になっております。そこで対策なのですが、電気料金の単価への対策というようなことはなかなか講じることができないと考えております。

次に、電力使用量の増加ですが、エアコンが各教室等に設置されたことに起因するのですが、コロナ感染症拡大に伴い教室の換気を行うようになった令和2年度から、電力使用量が増加しております。また、令和3年度から電力使用量が高止まりするようになっております。また、令和6年度の夏は記録的な猛暑で、電力消費量もピークとなっております。これを令和元年度を基準に比較すると、約1.43倍になっております。

こちらのほうの対策ですが、コロナ感染症対策での教室での換気をするために、常に窓を開けた状態が見られますので、教室の換気方法についてルールを示し、状況を改善すること

で、電気使用量の節約につながると考えております。電気の節約をするために暑いのを我慢するのではなく、あくまでも運用を改めることで、省エネルギーを目指したいと考えております。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） ありがとうございます。分かりました。

ただいまの答弁にもありましたように、電気使用量の増加の原因が、一つであります、学校の各教室等へのエアコン設置による影響、こちら大きいということが言えるようです。子どもたちの学習環境が悪化するようでは対策の意味がなくなってしまうので、熟慮の上の運用改善を期待したいというふうに考えております。

関連の質問です。学校等の使用者へエアコンの使い方とルールを示して、運用を改善することも大切だと考えますが、電力使用量を抑えるために設置者側としてできること、何かないかなというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、電気をどれだけ使っているかというのを、学校等の使用者に知ってもらうこと、そして節電への意識を持ってもらえることというのは、まず大事だと考えております。設置者としてできることでありますが、施設や設備を更新するタイミングで、節電の効果の高いものに更新していくというのも、一つ効果が上がるのではないかと考えております。

このようなことを併せて、電力使用量を抑える対策を総合的に取っていくべきだと考えております。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） ありがとうございます。学校の現場で、どれくらいの町の、学校関係の電気使用量があるかというのは、なかなか把握できないということがあると思いますので、今、教育課長のほうからありましたように、現状を知らせるということも大事だと思います。また、設置される機器についてもより効率的な、いわゆるエコ器具というんでしょうか、そういうものを設置していくことも大事かと思えます。

エアコンについての関連質問です。

教育施設の視察の際に、体育館へのエアコン導入に関する事業についての話を伺ったことがあります。昨今の気候変動による猛暑、酷暑の高温状況をかんがみますと、命に関わる問題と言えるのではないのでしょうか。対応は必要なものと考えます。

一方、現状のまま体育館へのエアコン導入を行うことで、ますます電気使用量が増えるのではないということも危惧されます。

この、体育館へのエアコン導入についての考えを伺います。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃったように、現状をかんがみますと、体育館へのエアコンの導入を検討する必要があると考えております。

ただし、エアコンの設置工事は断熱工事とセットであり、電力消費量も大幅に増えるため、電気工事等も必要となります。このように大がかりな工事となるため、事業費が多額となることが予想されます。

このため、事業の実施については慎重に検討する必要があると考えております。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） 現状の体育館への設置については、相当額必要になるということが、今分かりました。ただ、子どもたちの教育環境をよりよいものとするための工夫など、私たち大人の責において進めていかなければならないというふうに考えておりますので、そこ辺のところを御配慮いただければというふうに考えております。

2つ目の質問に移ります。

電気使用料金削減の解決策の一つに、太陽光発電の導入ですとか、各教室の電球のLED化が考えられると思います。

本町の各小中学校への太陽光発電の導入と、各教室の電球のLED化の現状について伺います。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、太陽光発電の導入ですが、導入の実績はございません。例えば、太陽光パネルを既存の校舎の屋上に設置する場合、屋根の強度が荷重に耐え得るかなど、確認をする必要があります。場合によっては補強工事が必要となるため、事業実施のハードルは随分高くなると考えております。一方、新たに校舎を建設する際には、太陽光発電の導入を検討すべきと考えております。

次に、LED化ですが、中学校の体育館及び武道館、それから小学校の体育館の一部はLED化しております。校舎については、故障した器具を取り替えることにより、一部LEDになっております。全ての一般照明用蛍光灯の製造・輸出入の廃止が2027年末と決定していただいておりますので、計画的に更新を行っていく考えです。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） ありがとうございます。

一般照明用蛍光灯の製造・輸出入の廃止が2027年と決定されたと今お伺いしましたけれども、あと1年半後ぐらいになりますでしょうか。

しかし、LEDについては交換頻度が低く、長時間運用していても明るさが大きく落ちにくいという傾向がある、また維持管理が簡略化できるとのことです。さらにLED照明は発熱量が低い点も特徴であり、教室の室温上昇を軽減することも効果があるのではないかと、特に夏場あたりも効果があるのではないかというふうに考えられます。このようにして、長期にわたって安定した学習環境を維持することが期待できるようです。

さらに商品によっては、LED照明はちょっと明る過ぎるというようなこともございますが、そのまぶしさを軽減しつつ、十分な照度を確保できるものもあると。これからはLED

照明の時代というふうには言えるのではないのでしょうか。

そこで関連です。

ＬＥＤ照明器具への更新計画は、中学校・小学校それぞれ現段階でどの程度まで進んでおられるのでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

小学校につきましては、来年度から計画的に更新をしたいと考えております。ただし、小学校が５校ありますので、現時点でいつまでというふうに見通しはまだ立っておりません。更新の方法といたしましても、リース方式なども検討しながら進める考えであります。

中学校につきましては、統合へのスケジュールを見極めながら、無駄な投資とならないように配慮しながら、計画を立てていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） 分かりました。見通しが立っていないということでしたけども。関連です。

とはいえ、2027年には現行の蛍光灯がもう製造・輸出入停止ということですので、中学校・小学校それぞれ何年度までに設置を終了するべきかとお考えか、お考えをお聞かせください。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、明確な時期というのは現時点でまだ見通しが立っておりませんが、一般照明用蛍光灯の製造・輸出入の廃止が2027年末と決定しておりますので、できるだけ早い時期に更新を終えたいというふうには考えております。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） 蛍光灯からＬＥＤ照明器具への移行については、計画的に進めていただけるとは思いますけども、子どもたちのためによりよい環境が維持できるようになることを期待したいと考えております。

３つ目の質問に移ります。

小学校が５校、中学校が２校、計７校川南町にあります。学校の統合により電気使用料金は削減されると予想されます。この点を含めて、電気使用料金の削減に向けた今後の対応について、教育長に伺います。

○教育長（平野 博康君） 北原議員の御指摘のように、学校の統廃合を行い、必要な施設のみを利用することになれば電気料金は減少すると考えます。また、新たに校舎を建設するタイミングでは、照明機器のＬＥＤ化はもちろんのこと、太陽光発電の導入や屋根・壁の高断熱化など、環境に配慮したエコスクールを目指すべきであると考えております。

○議員（北原 輝隆議員） ありがとうございます。エコスクール構想等を考慮すると、現有校舎を利用するよりも統廃合等により新校舎建設等で対応したほうが長期的に見ても有用であるというふうに見て取りました。校舎の耐震構造化、エネルギーコスト削減対策、生徒

の学習環境の改善、そして子どもたちの満足感、保護者の安心感などが考えられ、新校舎建設等による利点は多そうです。

今後、子どもたちの学習環境等がどのように改善されるのか期待したいと思っております。

続きまして、2つ目の特定外来生物等への対応について質問させていただきます。

アライグマ、ツマアカスズメバチ、毒グモでありますハイイロゴケグモ、セアカゴケグモ、なかなか耳にされない方もいらっしゃるかと思うんですけども、こういう生物が特定外来生物に指定されております。これらの生物への対応策について2点伺いたいと思います。

まず、1つ目の質問です。

ツマアカスズメバチは、もともと台湾や東アジアに生息し、繁殖能力や分布拡大能力が強く、世界中に分布を広げているスズメバチの一種です。長崎のほうでももう既に確認されているということです。ハイイロゴケグモは攻撃性はありませんが、触るとかまれることなどがあり、軽症例がほとんどですが、神経毒によってまれに重症化することもあるという要注意生物となっております。セアカゴケグモは、かまれると強い毒により激痛や腫れ、悪寒、発汗、目まいなどが生じ、場合によっては血圧が上昇し、呼吸困難を起こすこともある、こういう生物だということです。

アライグマにつきましては、大型の個体は気が荒く攻撃性が高いと言われております。繁殖力が強く、在来生態系への影響が指摘されている生物です。宮崎県によれば、昨年、令和6年7月1日現在、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県ではほぼ全域で生息が確認され、農作物への被害はもとより、家屋に侵入し、ふん尿による生活環境への被害なども引き起こされております。また、熊本県、宮崎県、鹿児島県へと生息域を拡大しつつあり、鹿児島県の姶良市、霧島市などでも捕獲等の情報が寄せられているということです。宮崎県のアライグマが確認されていない地域においても注意が必要だというふうに述べております。

また、令和3年4月の宮崎県アライグマ防除実施計画においては、本計画はアライグマ生息確認後に市町村が独自に防除実施計画を策定し、国の確認を受けることを妨げるものではないとあります。「アライグマ生息確認後」というところと、それから「市町村が独自に防除実施計画を策定し」というところが重要ではないかと考えます。

宮崎県内でも既に確認がされておるということです。定着を阻止するには、早期発見・早期駆除が必要だと言われるこれらの特定外来種の動物への対応を本町ではどうお考えなのか、町長に伺います。

○町長（宮崎 吉敏君） ただいまの北原議員の質問にお答えいたします。

特定外来生物への対応につきましては、特定外来生物による生態系等に関わる被害の防止に関する法律及び鳥獣の保護及び管理、並びに狩猟の適正化に関する法律に従い、適正に対応していきたいと考えています。

アライグマの防除計画につきましては、児湯郡内での消息が痕跡も含め確認されていないために、早急に策定する予定はありませんが、仮に生息等の確認がありましたら、鳥獣保護

法との絡みもありますので、関係課、環境課、産業推進課で連携して取り組むことになるかと考えています。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） 分かりました。アライグマについては、今述べられた2つの法律の適用生物になります。ツマアカスズメバチをはじめとする昆虫類については、特定外来生物による生態系等に関わる被害の防止に関する法律にのみ適用する生物になるということだそうです。この法律では、土地への立入り等の規定が設けてあります。環境大臣や農林水産大臣は、関係地方公共団体の長に必要な資料や情報の提供、意見の開陳、その他の協力を求めることができるとありますが、ここにある必要な資料や情報の提供を行うためには、現状を把握しておかなければならないというふうに考えております。

そこで、関連の質問です。

現状の把握や防除計画の策定を行うためには、特定外来生物の本町内の生息を確認しなければならないと思うのですが、どのように確認を進め対応するのか、町長に伺います。

○町長（宮崎 吉敏君） 北原議員の質問にお答えします。

本町独自に生息状況を調査するのは難しいと思います。県による生息状況の調査結果や、住民からの通報による確認など、段階を踏みながら確認を進めていくことになるかと考えています。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） はい、分かりました。ただし、法律とかいろんな形のものでは、後の対応というので確認していると思うんです。初動というのがやっぱり大事だと思うので、そこ辺のところを何か方策があれば期待したいというふうに考えます。

続きまして、2つ目の質問です。

今まで述べました各生物のほかに、オオキンケイギクという特定外来種の植物があります。環境省の令和6年度特定外来生物の市町村別侵入状況の把握のためのアンケート調査では、川南町では発見されていないものです。このオオキンケイギクは強靱な性質のため、在来生態系に被害を与えると考えられ、繁茂させないためには種子を地面に落とさない、もしくは種子がつく前に駆除を行うことが大切だというふうに言われているということです。この特定外来種の植物へどういう対応を考えていらっしゃるのか、町長に伺います。

○町長（宮崎 吉敏君） 北原議員の質問にお答えいたします。

議員の質問の中でありました、環境省の令和6年度特定外来生物の市区町村別侵入状況の把握のためのアンケート調査で川南町では発見されていないとありましたが、当該調査の後に、町民からの通報で町内にも自生している事実が確認されました。民有地等で繁茂しているところも幾つかあります。いずれの外来生物についても、従来の生態系に被害が出ないよう啓発活動を行っていくことが重要と考えております。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） 分かりました。特定外来生物への対応は、啓発活動や法律に従い、適正に対応していきたいとお考えです。しかし、いかに早く発見し、早期に対応するかが重要と考えます。

そこで関連です。ただいまの答弁で、オオキンケイギクを川南町内で確認しているとお聞きしましたが、町として具体的にどのような対応をされていますか。

○環境課長（甲斐 玲君） 本町で通報がありました日中友好通りの周辺は、一昨年度から産業推進課の協力により、火入れ等を行ったところ繁殖が抑えられました。

また、本年度、番野地町営墓地に繁茂しているとの通報がありましたので、環境課の職員ができる限りの駆除を行ったところです。民有地につきましては啓発活動が大事になってくるといふふうに考えております。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） 町民からの通報に即対応していただいたという現状には頭が下がります。なかなか民有地まではというのは難しいということで、大変だと思いますけれども、いろいろと対応を考えていただければと思っているところです。

人体や生態系等への被害を極力少なくするためにも、待ちの姿勢より攻めの姿勢が大切だといふふうに考えます。

今後、特定外来種の早期発見につながるよう、できますれば、町独自のより具体的な対応、対策というものに期待したいと考えております。

以上、私からの質問を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れ様でした。

午後 2 時09分閉会
